

第12版

平成28年熊本地震被災者支援制度 (H30.3.1現在の支援メニュー)

**熊本地震にかかる「り災証明書」の新規申請受付を
平成30年5月31日(木)で終了します。**

※再発行については、平成30年6月以降も受け付けます。

● **住家の「り災証明書」**

申請窓口：各区役所 福祉課

お問合せ：健康福祉政策課 096-328-2340

● **農水産業に係る「り災証明書」**

申請窓口：各農業振興課及び分室

水産振興センター

お問合せ：農業支援課 096-328-2384

● **店舗・事業所等の「り災証明書」**

申請・お問合せ：商業金融課 096-328-2424

目次

1. 災害証明書の発行

2. 経済的な支援

2-1 地震により死亡した方のご遺族への支援

2-1-1 災害弔慰金の支給 1

2-1-3 災害義援金の支給 2

2-2 地震により障がいが残った方への支援

2-2-1 災害障害見舞金の支給 3

2-3 地震により重傷を負った方 住家に被害を受けた方への支援

2-3-1 災害見舞金の支給 5

2-3-3 災害義援金の支給 6

2-3-4 一部損壊世帯への災害義援金の支給 7

2-4 生活資金や生活再建の資金に関する支援

2-4-1 被災者生活再建支援金の支給 (3-2-2) (3-4-1) 11

2-4-3 社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付 (3-2-5) 14

3. 住まいの確保・再建のための支援

3-2 住まいを補修したい・修理したい

3-2-1 被災住宅の応急修理 15

3-2-2 被災者生活再建支援金の支給 (2-4-1) (3-4-1) 15

3-2-4 ひとり親家庭への貸付(住宅) (3-4-8) 15

3-2-5 社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付 (2-4-3) 17

3-2-6 補修工事(見積書、契約、工事内容等)に関する相談 17

3-2-7 熊本地震被災住宅の補修事業者検索サイト 17

3-2-8 熊本県住宅再建支援事業(二重ローン対策)(3-4-12) 18

3-2-9 自宅再建利子助成(3-4-14) 20

3-2-10 リバースモーゲージ利子助成(3-4-15) 23

3-4 新しい住まいに建て替え・取得・入居したい

3-4-1	被災者生活再建支援金の支給 (2-4-1) (3-2-2)	24
3-4-4	民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供	25
3-4-7	建築確認申請等・開発許可申請等 手数料等の免除	25
3-4-8	ひとり親家庭への貸付(住宅) (3-2-4)	27
3-4-9	住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等に関する相談	28
3-4-11	高齢者住宅再建利子補給(リバースモーゲージ)	31
3-4-12	熊本県住宅再建支援事業(二重ローン対策) (3-2-8)	32
3-4-13	被災者向け公営住宅の募集(二次募集)	32
3-4-14	自宅再建利子助成(3-2-9)	32
3-4-15	リバースモーゲージ利子助成(3-2-10)	33
3-4-16	民間賃貸住宅入居支援助成	33
3-4-17	転居費用助成	35
3-4-18	伴走型住まい確保支援事業	37

3-5 被災した宅地等を復旧したい

3-5-1	熊本市宅地復旧支援事業(熊本地震復興基金)	38
3-5-2	宅地耐震化推進事業	39
3-5-3	熊本市私道復旧事業(熊本地震復興基金)	40

4. 生活面への支援

4-2 ごみの処理について

4-2-1	地震災害ごみについて	42
-------	------------	----

4-4 福祉用具の再購入・再給付

4-4-1	介護保険 特定福祉用具の再購入 (5-5-3)	43
4-4-2	障がい者の福祉用具の再給付 (5-6-2)	44

4-5 生活に関することについて(相談窓口)

4-5-1	消費生活相談	45
4-5-2	こころの健康相談	45
4-5-5	被災者支援無料法律相談窓口	46
4-5-6	よりそいホットライン	47
4-5-7	熊本地震関連法律相談窓口	47
4-5-8	ボランティアについて(相談窓口)	48

4-6 その他

4-6-1 共同墓地等の復旧にかかる補助事業について	49
----------------------------	----

5. 各種減免・支払いの猶予等

5-1 税に関すること

5-1-2 固定資産税の減免	50
5-1-3 市税の納税の猶予	52

5-2 証明書の交付手数料

5-2-1 各種証明書の交付手数料の免除	52
5-2-2 マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	54

5-3 水道料金・下水道使用料等

5-3-1 水道料金及び下水道使用料の減免等	55
------------------------	----

5-4 医療費・保険料・年金

5-4-1 国民健康保険料の減免	56
5-4-2 国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の還付	56
5-4-3 後期高齢者医療保険料の減免	58
5-4-4 後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の還付	58
5-4-5 国民年金保険料の免除	60

5-5 高齢者福祉

5-5-1 介護保険料の減免	61
5-5-2 介護保険サービス利用料の還付	62
5-5-3 介護保険 特定福祉用具の再購入（4-4-1）	63

5-6 障がい者・児福祉

5-6-1 障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除	64
5-6-2 障がい者の福祉用具の再給付（4-4-2）	64
5-6-3 市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具 給付 事業の自己負担額の減額	65
5-6-4 障害福祉サービス等の自己負担額の免除	65

5-7 子育て・教育

5-7-1	保育所等保育料の減免	65
5-7-2	児童扶養手当の災害特例措置	67
5-7-3	熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予	68
5-7-4	公営の児童育成クラブの利用者負担金の減額	69
5-7-6	市立幼稚園の保育料の減免	69
5-7-7	市立高等学校の授業料の減免	70
5-7-8	市立総合ビジネス専門学校の授業料の減免	70
5-7-10	就学援助について	71
5-7-11	「国の教育ローン」の災害特例措置	72

5-8 電気料金等

5-8-1	電気料金等の特別措置について（九州電力）	73
-------	----------------------	----

5-9 その他

5-9-1	民事調停の申立手数料の特例措置	74
-------	-----------------	----

6. 事業者に関すること

6-1 中小企業に関すること

6-1-2	平成28年熊本地震特別貸付	75
6-1-3	保健衛生事務に関する手数料の免除	78

6-2 農林漁業者に関すること

6-2-1	震災特例融資制度（農林漁業者向け）	82
-------	-------------------	----

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

1. り災証明書の発行

熊本地震による「り災証明書」（住家、農水産業、店舗・事業所等）の新規申請受付については、昨年3月31日の受付終了後も、市外避難や入院などのやむを得ない理由により申請できなかった方を対象に受け付けていましたが、震災から2年以上が経過することから平成30年5月31日をもって終了します。

なお、既にり災証明書の交付を受けた方のり災証明書の再発行は、6月以降も行います。

お問合せ先

- 住家の「り災証明」：健康福祉政策課 096-328-2340
- 農水産業に係る「り災証明」：農業支援課 096-328-2384
- 店舗・事業所等の「り災証明」：商業金融課 096-328-2424

2. 経済的な支援

2-1 地震により死亡した方のご遺族への支援

2-1-1 災害弔慰金の支給

復興総室 096-328-2972

地震により亡くなった方（審査委員会において、震災関連死と認められた方を含む）のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

対象となる方

熊本地震により亡くなった方（関連死も含む）のご遺族

- | | |
|-----------------|--------|
| 亡くなった方が生計維持者の場合 | ：500万円 |
| 生計維持者以外 | ：250万円 |

お手続き

■申請窓口

《総合相談窓口（地域支え合いセンター内）》

中央区役所（市役所1階64番窓口） 096-328-2105

東区役所 096-367-9267 西区役所 096-329-2829

南区役所 096-357-4757 北区役所 096-272-1972

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

- ・死亡診断書（検案書）の写し
- ・申請される方の身分証明書（運転免許証等）の写し
- ・申請される方名義の通帳の写し
- ・申請される方が市外にお住まいの場合、遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）の写し
- ・印鑑（認印可）

※その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

2-1-3 災害義援金の支給

復興総室 096-328-2973

平成28年熊本地震により亡くなった方のご遺族に対して、全国並びに海外の皆様から寄せられた義援金を、熊本市災害義援金配分委員会において決定した基準により配分します。

対象となる方

平成28年熊本地震により亡くなった方のご遺族（災害弔慰金の支給対象の方）

※平成28年熊本地震により1ヶ月以上の重傷を負った方又は住家に一定以上の被害を受けた方は、[2-3-3](#)をご覧ください。

■配分額

102万円

2. 経済的な支援

お手続き

■申請窓口

《総合相談窓口（地域支え合いセンター内）》

中央区役所（市役所1階64番窓口） 096-328-2105

東区役所 096-367-9267 西区役所 096-329-2829

南区役所 096-357-4757 北区役所 096-272-1972

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの（すでに災害弔慰金を請求済みの場合）

- ・印鑑（認印可）

※申請書は、窓口にて配布するほか、市ホームページよりダウンロード可能

http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=12828&class_set_id=2&class_id=2441

※すでに災害弔慰金を請求済みの場合は郵送での申請が可能

《郵送での申込先》

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1-1

熊本市復興総室 義援金配分担当 宛

※災害弔慰金（2-1-1）を事前又は同時に請求していただく必要があります。同時に申請される際は、災害弔慰金の請求に必要な書類を併せてご準備ください。

2-2 地震により障がいが残った方への支援

2-2-1 災害障害見舞金の支給

復興総室 096-328-2972

地震により心身に重度の障がいを受けた方（審査委員会において、震災との関連性が認められた方を含む）に、災害障害見舞金を支給します。

対象となる方

地震により心身に以下の内容の障がいを受けた方

- ①両目が失明したもの
- ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ⑥両上肢の用を全廃したもの
- ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑧両下肢の用を全廃したもの
- ⑨精神又は身体の障がいを重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの

上記の障がいを受けた方が 生計維持者 : 250万円
生計維持者以外 : 125万円

お手続き

■申請窓口

《総合相談窓口（地域支え合いセンター内）》

中央区役所（市役所1階64番窓口） 096-328-2105

東区役所 096-367-9267 西区役所 096-329-2829

南区役所 096-357-4757 北区役所 096-272-1972

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

※ 対象となる障がいは、両眼の失明といった重度のものとなります。まずは窓口または電話にてお問い合わせください。

2-3 地震により重傷を負った方 住家に被害を受けた方への支援

2-3-1 災害見舞金の支給

復興総室 096-328-2972

地震により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方に、災害見舞金を支給します。

対象となる方

地震により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方

災害により1ヶ月以上の重傷を負った方	：3万円
住家の全壊、全焼又は流出	：5万円
住家の大規模半壊、半壊又は半焼	：3万円

※2-1-1 災害弔慰金及び2-2-1 災害障害見舞金の支給を受けられた方は対象となりません。

※「重傷を負った方」は、平成28年熊本地震による直接的なけがをされた方が対象となります。

※支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

お手続き

■申請窓口

＜総合相談窓口（地域支え合いセンター内）＞

中央区役所（市役所1階64番窓口） 096-328-2105

東区役所 096-367-9267 西区役所 096-329-2829

南区役所 096-357-4757 北区役所 096-272-1972

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

＜重傷の場合＞※申請者は重傷者本人または世帯主となります。

- ・医師の診断書（療養期間記載のものに限る。写し可）
- ・申立書（診断書にて、今回の地震による直接的な負傷が分からない場合）
- ・申請者名義の通帳の写し
- ・印鑑（認印可）

＜住家の全壊等の場合＞※申請者は世帯主となります。

- ・り災証明書（写し可）
- ・申請者名義の通帳の写し
- ・印鑑（認印可）

※ その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

2-3-3 災害義援金の支給

復興総室 096-328-2973

平成 28 年熊本地震の被災者の方に対して、全国並びに海外の皆様から寄せられた義援金を、熊本市災害義援金配分委員会において決定した基準により配分します。

対象となる方

平成 28 年熊本地震により 1 ヶ月以上の重傷を負った方又は住家に一定以上の被害を受けた方（災害障害見舞金又は災害見舞金の対象となる方）

※ 平成 28 年熊本地震により住家に一部損壊の被害を受けた方は、[2-3-4](#) をご覧ください。

※ 支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなった場合は支給されません。

■配分額

重傷を負った方	10万2千円
住家の全壊世帯	82万円
住家が 大規模半壊 } かつ、解体をした世帯（※） 半壊 }	82万円
住家の大規模半壊世帯	41万円
住家の半壊世帯	

※解体をした世帯への配分は、義援金申請後、先に半壊・大規模半壊世帯として 41 万円を配分します。その後、被災者生活再建支援金を『解体世帯』として受給されたことを確認し、案内文を送付の上、差額の 41 万円を配分しますので、別途義援金の手続きは不要です。

2. 経済的な支援

お手続き

■申請窓口

≪総合相談窓口（地域支え合いセンター内）≫

中央区役所（市役所1階64番窓口） 096-328-2105

東区役所 096-367-9267 西区役所 096-329-2829

南区役所 096-357-4757 北区役所 096-272-1972

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの（すでに災害見舞金等を請求済みの場合）

・印鑑（認印可）

※ 申請書は、窓口にて配布するほか、市ホームページよりダウンロード可能

http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=12828&class_set_id=2&class_id=2441

※ すでに災害見舞金等を請求済みの場合は郵送での申請が可能

≪郵送での申込先≫

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1-1

熊本市復興総室 義援金配分担当 宛

※ 災害障害見舞金（[2-2-1](#)）又は災害見舞金（[2-3-1](#)）を事前又は同時に請求していただく必要があります。同時に申請される際は、災害見舞金等の請求に必要な書類を併せてご準備ください。

2-3-4 一部損壊世帯への災害義援金の支給

復興総室 096-328-2973

修理費用に100万円以上支出した世帯

住家が一部損壊の判定を受け、修理費用に100万円以上支出した世帯を対象に災害義援金を配分します。

対象となる方

住家が一部損壊の判定を受け、修理費用（※）に100万円以上支出した世帯

※ 日常生活に欠くことができない部分の修理が対象です。

内装や外構のみの工事、家電製品の修理等の費用は除きます。

対象となる 工事箇所・部分	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、柱、床、外壁、基礎等 ・ドア、窓等の開口部（ガラス・鍵の交換も含む） ・上下水道、電気、ガス等の配管、配線、給排気設備（換気扇等） ・衛生設備（便器、浴槽等）、給湯設備（電気温水器等） <p>※上記の対象箇所・部分であっても、壊れていない場合の取り換えやリフォーム、グレードアップは対象となりません。</p>
対象外の 工事箇所・部分	<ul style="list-style-type: none"> ・内装（間仕切り壁、壁紙、天井の仕上げ、ふすま、障子等、畳） ・外構（門、車庫、カーポート、塀、柵等） ・家電製品

■配分額

1世帯あたり10万円

※支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

お手続き

■申請窓口

《総合相談窓口（地域支え合いセンター内）》

中央区役所（市役所1階64番窓口） 096-328-2105

東区役所 096-367-9267 西区役所 096-329-2829

南区役所 096-357-4757 北区役所 096-272-1972

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■申請期限

平成31年3月29日（金）まで

※平成30年3月30日から1年間延長になりました。

■必要なもの

《提出書類》

- ・申請書【様式1-1】または【様式1-2】
- ・住家のり災証明書（写し可）
- ・修理工事の領収証の写し
- ・振込口座の通帳の写し（振込み先は、原則としてり災者（世帯主）名義に限る）

《その他持参いただくもの》

- ・修理工事の内容が分かる書類（工事内訳書、工事明細書、見積書、工事前後の写真等）

2. 経済的な支援

- ・印鑑（認印可）

※ 申請書は、窓口にて配布するほか、市ホームページよりダウンロード可能
http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=12828&class_set_id=2&class_id=2441

《共同住宅（マンション等）の取扱いについて》

修理費用について

被災世帯（専有部分）の修理額が100万円に満たない場合でも、管理組合による共用部分の修理の個人負担相当額との合計額が100万円以上となる場合は、配分の対象となります。

個人負担相当額 = 共用部分修理費総額 ÷ 全戸数（賃貸室及び空き家を含む）

※ 共用部分の修理に関する個人負担相当額を合計した額に基づいて申請する場合には、「必要な書類等」に加え、管理組合による審査申請に基づき市が発行する「共用部分にかかる修理費証明書【様式 2-2】」の写しが必要です。あらかじめ、管理組合にご相談ください。

申請の委任について

個人負担相当額が100万円以上の場合のみ、マンション等の管理組合代表者（理事長等）が、義援金の対象となる管理組合員から申請・受取に関して委任を受け、当該管理組合代表者名で申請することができます。

管理組合の方へ

共用部分にかかる修理費証明書の申請または義援金の対象となる管理組合員から委任を受けて行う義援金の申請のお手続きについては、熊本市ホームページをご覧ください。お問合せ先までお問合せください。

お問合せ先

各区役所総合相談窓口 《 月～金曜日（祝日除く） 午前9時～午後4時 》
中央区役所（市役所1階64番窓口）：096-328-2105
東区役所：096-367-9267 西区役所：096-329-2829
南区役所：096-357-4757 北区役所：096-272-1972

ひとり親（児童扶養手当受給）世帯・非課税世帯

熊本地震により住家被害で「一部損壊」のり災証明書の交付を受けた「ひとり親（児童扶養手当受給）世帯」「非課税世帯」を対象に配分していました災害義援金の受付は平成29年4月28日をもって申請受付を終了しました。

※ ただし、り災証明書の発行が遅れているなどのやむを得ない理由がある場合は、当分の間、申請を受け付けます。

対象となる方

① ひとり親（児童扶養手当受給）世帯

平成28年4月から平成29年4月の間に、児童扶養手当を受給中の世帯

※ この期間に1ヶ月分でも本市から受給していれば対象（受給予定含む）

※ ただし、平成28年4月分のみ受給していた場合であって、平成28年4月13日までに資格喪失または全部支給停止となった場合は、対象外

② 非課税世帯

り災証明書に記載されている世帯員全員について、平成28年度の住民税が非課税である世帯

■配分額

1世帯あたり3万円（①・②併給可）

※ 支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

お手続き

■申請窓口

《総合相談窓口（地域支え合いセンター内）》

中央区役所（市役所1階64番窓口）096-328-2105

東区役所 096-367-9267 西区役所 096-329-2829

南区役所 096-357-4757 北区役所 096-272-1972

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

2. 経済的な支援

■必要なもの

《共通書類》

- ・申請書
- ・住家のり災証明書（写し可）
- ・振込口座の通帳の写し（振込み先は、原則としてり災者（世帯主）名義に限る）
- ・印鑑（認印可）

※ 申請書は、窓口にて配布するほか、市ホームページよりダウンロード可能
http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=12828&class_set_id=2&class_id=2441

《ひとり親（児童扶養手当受給）世帯》

- ・児童扶養手当証明書の写し

《非課税世帯》

- ・平成28年度の住民税（所得・課税）証明書（世帯全員分）
（平成28年1月1日に住所を有していた市町村にて発行を受けてください。）

※写しは、全てA4サイズの手紙でコピーしてください。

2-4 生活資金や生活再建の資金に関する支援

2-4-1 被災者生活再建支援金の支給（3-2-2）（3-4-1）

復興総室 096-328-2972

熊本地震により住宅が全壊（大規模半壊）の被害を受けられた世帯に生活再建の支援金を支給します。

対象となる方

- ① 住宅が全壊の被害を受けられた世帯
- ② 住宅が大規模半壊の被害を受けられた世帯
- ③ 住宅が半壊（大規模半壊を含む）の被害を受け、当該住宅の補修費等が著しく高額となることなどのやむをえない事由により、解体をした世帯（全壊扱いとなります。）
- ④ 居住する住宅の敷地被害が認められ、その住宅を倒壊の恐れなどやむをえない理由で解体をした世帯（全壊扱いとなります。）

■支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計 ①+②
複数員 世帯	全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃貸	50万円	100万円
単身 世帯	全壊世帯 解体世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃貸	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃貸	37.5万円	75万円

※加算支援金（賃貸）は、公営住宅、民間借上げ住宅（みなし仮設住宅）、仮設住宅への入居は対象となりません。

※一度、基礎支援金の「大規模半壊」で申請した後、申請期間内にやむをえない事由により解体した場合は全壊世帯相当の扱いとなるため、差額の申請を行うことができます。

※加算支援金について、「賃貸」で申請した後、申請期間内に「建設・購入」または「補修」を行う場合は差額の申請を行うことができます。

（「補修」で受給済の場合、「建設・購入」による再申請（差額申請）は原則できません。）

※ 支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

お手続き

■申請窓口

〈総合相談窓口（地域支え合いセンター内）〉

中央区役所（市役所1階64番窓口） 096-328-2105

東区役所 096-367-9267 西区役所 096-329-2829

南区役所 096-357-4757 北区役所 096-272-1972

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

2. 経済的な支援

■申請期限

①基礎支援金：平成31年5月13日（月）まで

※申請期限が延長されました。

②加算支援金：平成31年5月13日（月）まで

※加算支援金の申請は、再建先の契約（建築契約・賃貸借契約等）が済み次第申請できますので、お早めにお手続きください。

■必要なもの

区分		全壊世帯	大規模半壊世帯	解体世帯（全壊扱い）	
				大規模半壊半壊	敷地被害
基礎支援金	(ア)り災証明書の原本	○	○	○	○
	(イ)閉鎖事項証明書の原本 （滅失登記簿謄本）			○	○
	敷地被害証明書類（コピー可）				○
	(ウ)住民票の原本 世帯全員分、続柄記載のもの	○	○	○	○
	(エ)預金通帳の写し 「よみがな」が記載されている部分	○	○	○	○
加算支援金	(オ)契約書等の写し	○	○	○	○

※ 「対象となる方」の③及び④に該当し、住宅を解体した場合には、そのことを証明する法務局発行の「閉鎖事項証明書」（滅失登記簿謄本）が必要です。（公費解体を利用の場合は、熊本市が発行する「被災家屋等の解体・撤去完了通知書」でも可）

※ 敷地被害による解体の場合は、上記に加えて、敷地被害を証明する書類（敷地の修復工事の契約書など）が必要です。

※ 住民票の住所とり災した住所が異なる場合は、り災住所が生活の本拠であったことを確認できる書類（水道・電気等の料金明細等）が必要です。

※ 加算支援金の申請にあたっては、再建方法の確認のため、購入時の契約書、補修工事の契約書等が必要です。

※ その他必要な申請書等は窓口にて配布します。

2-4-3 社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付（3-2-5）

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会

生活福祉資金の福祉費とは、低所得世帯（※1）や障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療育又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）に対して、日常生活を送るうえで一時的に必要な経費として貸付ける資金です。

今回の熊本地震で被災された皆様の「住宅の補修」や「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」について、特例的に償還期間（返済の期間）等を延長してお貸しします。

※1 熊本地震を起因として勤務先の休廃業等により低所得となった場合を含みます。

貸付内容

- 貸付限度額：
 - ①住宅の補修・保全等のための資金250万円以内
 - ②災害を受けたことにより臨時に必要な経費150万円以内
（家具什器の買い替えや外壁、納屋の補修など（生活費は除く））
- 据置期間：貸付の日から2年以内
- 償還期間：据置期間終了後20年以内
- 連帯保証人：原則として1人必要（いない場合も借入申請は可能です。）
- 貸付利子：無利子（連帯保証人ありの場合）又は1.5%（連帯保証人なしの場合）

お手続き

■相談窓口

居住する地区の民生委員 または 各区の社会福祉協議会

※ この資金は、世帯の安定を図ることを目的としていますので、申込から返済が終了するまで、お住まいの地域の民生委員が相談、援助活動を行います。

■申請に必要なもの

- ・住民票謄本（全部記載）
 - ・所得・課税証明書（所得証明書及び課税証明書）
 - ・り災証明書
 - ・その他、社会福祉協議会が審査のために求める書類
- ※ 住宅計画書や見積書など、資金の用途により提出していただく書類が異なりますので、各区の社会福祉協議会にご相談ください。

■お問合せ先

熊本市社会福祉協議会 中央区事務所 096-288-5081

東区事務所 096-282-8379 西区事務所 096-288-5817

南区事務所 0964-28-7030 北区事務所 096-272-1141

3. 住まいの確保・再建のための支援

3-2 住まいを補修したい・修理したい

3-2-1 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理ダイヤル 096-328-2118

書類提出期限を平成31年1月31日（木）に決定しました。

上記期限までに完了報告書、請求書等の全てを窓口に提出ください。

すでに工事が完了している場合は期限にかかわらず、速やかに書類の提出をお願いします。その後、平成31年3月13日（水）までに熊本市から施工業者へ直接支払います。

※申込受付は終了しました。

3-2-2 被災者生活再建支援金の支給 (2-4-1) (3-4-1)

[「2-4-1 被災者生活再建支援金の支給」](#)を参照

3-2-4 ひとり親家庭への貸付（住宅） (3-4-8)

熊本市母子父子相談室 各区保健子ども課

現に居住し、かつ所有する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増築するために必要な経費を市内に居住するひとり親家庭に対して貸付を行います。

対象となる方

ひとり親家庭の母または父、寡婦の方

■貸付の要件

- 原則、連帯保証人が1名以上です。
※ただし、弁済する資力及び能力があることを条件として、連帯保証人なしでも申請が可能です。
- 当該建物が申請されるひとり親家庭の母または父、寡婦の名義で登記されていることが必要です。
- その他、資金の内容や対象者などに関する基準がありますので、詳しくはご相談ください。

※物置、車庫等の付属家は対象外です。

※必ず事前相談が必要となります。

※申請から実際の送金まで通常2ヶ月程度を要します。

■貸付限度額

150万円

※ただし、住家が地震により全壊または半壊した方については、申請書類に
災証明書を添付のうえ、申請されますと200万円までの貸付が可能です。

■利子

保証人を立てる場合は、無利子。保証人を立てない場合は、年1%の利子がかかります。

■申請期限

平成30年4月30日まで

※り災証明書添付による限度額の特例以外の貸付については申請期限なし

お手続き

■申請窓口・受付時間

熊本市母子父子相談室（午前9時30分～午後4時 ※月曜・祝日休み）

096-385-1228

熊本市中央区水前寺4丁目47-50（熊本市母子・父子福祉センター内）

※平成30年4月1日以降は、移転により次のとおり変更になります。

096-372-1228

熊本市中央区大江6丁目1-85（中央区まちづくりセンター大江交流室内）

各区保健子ども課（午前8時30分～午後5時15分 ※土日・祝日休み）

中央区保健子ども課 096-328-2421

東区保健子ども課 096-367-9130

西区保健子ども課 096-329-6838

南区保健子ども課 096-357-4135

北区保健子ども課 096-272-1104

3-2-5 社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付（2-4-3）

[「2-4-3 社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付」](#)を参照

3-2-6 補修工事（見積書、契約、工事内容等）に関する相談

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

住まいるダイヤル（公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター）では、補修工事（見積書、契約、工事内容等）などについて、1級建築士である相談員が相談を受け付けています。（無料）

また、被災分譲マンションについての弁護士・建築士による専門家相談も受け付けています。（無料）

お問合せ先

0570-016-100 【午前10時～午後5時（土、日、祝日を除く）】

※市内料金で通話できます。

ホームページ

■公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

<http://www.chord.or.jp/>

3-2-7 熊本地震被災住宅の補修事業者検索サイト

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センターでは、①一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会、②一般社団法人 住宅生産団体連合会及び③登録住宅リフォーム事業者団体がそれぞれとりまとめた 被災した住宅の補修工事に対応できる可能性のある事業者の一覧表をホームページに公開しております。

ホームページ

■熊本地震被災住宅の補修事業者検索サイト

<http://www.chord.or.jp/hosyu/index.php>

3-2-8 熊本県住宅再建支援事業（二重ローン対策）（3-4-12）

熊本県住宅課 096-333-2547

熊本県は、熊本地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、利子相当額（50万円を上限）を補助します。

対象となる方

住宅に一部損壊以上の被害を受け、二重の住宅ローンを抱えることとなった方で、以下の①～③をすべて満たす方

- ① 300万円以上の新たな住宅ローン（※1）を契約したこと
- ② 被災住宅の既存ローン（※2）残高が500万円以上あること（※3）
- ③ 世帯員に課税所得金額が780万円を超える者がいないこと

※1 熊本県内での住宅の新築、増築、住宅の建設、購入、増改築及び補修、居住する住宅に係る宅地の購入又は補修を目的に金融機関等から借入れをした資金で、平成28年4月15日以降平成32年3月31日までに金銭消費貸借契約をしたもの。

※2 熊本県内での住宅の新築、増築、住宅の建設、購入、増改築及び補修、居住する住宅に係る宅地の購入又は補修を目的に金融機関等から借入れをした資金で、平成28年4月14日以前に金銭消費貸借契約をしたもの。

※3 新たな住宅ローンを契約した日の前月末時点。

補助金額

既存の住宅ローンにかかる利子相当額
（元利均等毎月償還による算定額（上限50万円））

申請期間

平成32年3月31日まで

※ 補助申請は、新たな住宅ローンの契約時点から、原則3ヶ月以内に申請してください。

お手続き

■申請窓口・お問合せ先

熊本県住宅課 096-333-2547

《郵送でも申請可》

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県住宅課計画班 二重ローン対策補助担当 宛

3. 住まいの確保・再建のための支援

■必要なもの

- 交付要項に定める様式 1、様式 2、様式 3 ※
- 市町村長の発行するり災証明書の写し
- 新たな住宅ローンに係る金銭消費貸借契約書の写し
- 新たな住宅ローンに係る工事契約書の写し（見積書、請求書、領収書も可）
- 補助金の振込先のわかる預金通帳の写し
- 新たな住宅ローンを契約する日の属する前年（前年の所得証明書の取得が困難な場合は前々年）の所得証明書（市町村が発行するもので、世帯員全員分）
- 住民票（世帯員全員の記載があるもの）
- 金融機関等の発行する融資残高等証明書（第 1-1 号様式）※
- 補助金額算定表（第 1-2 号様式）※
- チェックリスト（第 1-3 号様式）※
- その他、知事が必要と認めるもの

※ 申請書等は、以下の熊本県ホームページに掲載されているほか、熊本県住宅課（熊本県庁本館 12 階）・各市町村の窓口（熊本市の場合は総合相談窓口（各区役所地域支え合いセンター内））でも入手できます。

《熊本県HP》熊本県住宅再建支援事業（二重ローン対策）補助金のお知らせ
https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_18871.html

被災ローン減免制度（自然災害債務整理ガイドライン）

熊本地震で被災し、住宅ローンなどの返済にお困りではありませんか？

地震からの生活再建において、震災前のローンは大きな負担となります。熊本地震の影響でローンにお困りの方は、「被災ローン減免制度」（自然災害債務整理ガイドライン）を利用して、住宅ローンなどの免除・減額の申し出ができる場合があります。

詳しくは、ローンの借入先または熊本県弁護士会（0120-587-858 または 096-325-0009）へお尋ね下さい。

3-2-9 自宅再建利子助成（3-4-14）

復興総室 096-328-2972

平成28年熊本地震の被災者で、居住する住宅を熊本県内に新築、購入又は補修するため、金融機関等から融資を受けた場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部を助成します。

※日本財団わがまち基金「被災住宅再建資金助成事業」との併用はできません。

※「災害援護資金の貸付」に係る利子は助成対象となりません。

対象となる方

次の（１）（２）の要件を満たす方が再建先（熊本県内）の住宅へ入居した場合に対象となります。

（１）次のアからウのいずれかに該当する方

ア 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅）入居者で、供与期間中に退去した方（供与期間が延長になった場合は、延長期間内に退去した方）

イ 応急仮設住宅入居者以外で、次の（Ａ）及び（Ｂ）のいずれかに該当する方

（Ａ）熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『全壊、大規模半壊』の方

（Ｂ）熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『半壊』で、その住宅を解体した方

ウ 上記ア、イのいずれかに該当する方の住宅を再建するために金融機関等から融資を受けた配偶者又は２親等以内の親族

（２）住宅を再建し、その住宅に入居する日の属する年の前年の収入（所得）額が、世帯収入要件を満たす世帯

※平成29年11月13日より前に、すでに再建先の住宅へ入居した方も対象となります。

※支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

《収入要件》

（１）世帯収入（世帯員の合計）：給与収入のみの場合500万円以下（事業所得の場合350万円以下）

（２）世帯の中に23歳未満の「子」を扶養する方がいる場合は下記のとおり収入要件が緩和されます。

扶養親族 1 人の場合	世帯収入550万円以下 （事業所得の場合390万円以下）
-------------	---------------------------------

3. 住まいの確保・再建のための支援

扶養親族2人の場合	世帯収入600万円以下 (事業所得の場合430万円以下)
扶養親族3人以上の場合	世帯収入700万円以下 (事業所得の場合510万円以下)

※個人事業者等（給与収入以外）は、所得で判断します。

※高齢者、障がい者についても、収入要件の緩和があります。

助成額

(1) 助成対象借入額：850万円（借入額のうち850万円まで）

(2) 助成額：借入額（限度額850万円）、利率（※）、返済期間により算定した利子額

※実際の借入契約の利率と、借入時の住宅金融支援機構（災害復興住宅融資）の利率とのいずれか低い利率とします。

(3) 助成方法：上記により算定した額を交付決定後一括交付します。

■必要な書類

《共通》

- ① 熊本市が発行した住家のり災証明書の写し
- ② 住宅再建後の住民票（再建した住宅に入居する世帯全員の続柄記載のもの）
- ③ 住宅を再建し、その住居に入居した日の属する年の前年の収入（所得）を証明する（前年の収入（所得）を証明する所得・課税証明書が取得できない場合は、前々年の収入（所得）を証明する）所得・課税証明書（4号様式、世帯全員のもの）
- ④ 住宅債務に係る金銭消費貸借契約書、抵当権設定契約書（抵当権設定契約書がない場合には工事請負契約書等）及び返済予定表の写し
- ⑤ 補助金の振込先が分かる預金通帳の写し（原則申請者名義のもの）
- ⑥ 自宅再建利子助成事業補助金交付申請書
- ⑦ 請求委任及び口座振替支払依頼書
- ⑧ 入居者一覧表
- ⑨ 自宅再建利子助成事業完了実績報告書

※⑥～⑨の書類は、申請窓口または市ホームページで入手できます。

《世帯の中に23歳未満の被扶養者がいる方》

- ・被扶養者一覧表

※申請窓口または市ホームページで入手できます。

《り災証明書の判定が半壊で、やむを得ず住宅を解体された方》

- ・被災した住宅の解体を証明する書類の写し

（閉鎖事項証明書、被災家屋等の解体・撤去完了通知書又は被災者生活再建支援

金の交付決定通知書)

《別居する扶養親族がいる方》

- ・ 戸籍全部事項証明（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明（戸籍抄本）
- ・ 住宅を再建し、その住居に入居した日の属する年の前年の別居する扶養親族の収入（所得）を証明する（前年の収入（所得）を証明する所得・課税証明書が取得できない場合は、前々年の収入（所得）を証明する）所得・課税証明書

《世帯の中に障がい者又は特別障がい者がある方》

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写し（氏名、生年月日、障がいの程度が記載されている箇所）

《申請者と融資を受けた方が異なる場合》

- ・ 申請者と融資を受けた方の関係を示す書類（戸籍全部事項証明書等）

《申請者以外の方に補助金の振込みをする場合》

- ・ 申請者と補助金受領者の関係を示す書類（戸籍全部事項証明書等）
- ・ 委任状

■申請窓口

再建先住宅へ入居後、下記窓口にてお手続きください。

《助成金受付窓口（総合相談窓口内）》

中央区役所（市役所1階64番窓口）

東区役所 1階 西区役所 1階

南区役所 2階 北区役所 3階

※申請には、印鑑（認印可、ただし朱肉使用のものに限ります）が必要です。

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■申請期限

再建先の住宅に入居した日から6ヶ月経過した日、又は平成32年2月28日のいずれか早い日までに申請してください。

※平成29年11月13日より前に再建先の住宅へ入居した方は、平成30年5月11日までに申請してください。

■お問合せ先

熊本市すまい再建助成金コールセンター 0570-003-157

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

3-2-10 リバースモーゲージ利子助成（3-4-15）

復興総室 096-328-2972

平成28年熊本地震の被災者で、居住する住宅を新築、購入又は補修するため、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けた場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部を助成します。

※リバースモーゲージ型融資：所有する自宅や土地を担保に、金融機関が資金を融資する制度。借入金は利用者の死亡後担保物件を売却して一括返済するか、相続人による現金一括返済となるため、月々の返済は利息のみ。

対象となる方

次の（１）（２）のいずれかの要件を満たす方が再建先（熊本県内）の住宅へ入居した場合に対象となります。

- （１） 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅）入居者で、供与期間中に退去した方
（供与期間が延長になった場合は、延長期間内に退去した方）
- （２） 応急仮設住宅入居者以外で、熊本市が発行した住家のり災証明書の交付を受けた方

※平成29年11月13日より前に、すでに再建先の住宅へ入居した方も対象となります。

※支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

助成額

- （１） 助成対象借入額：850万円（借入額のうち850万円まで）
- （２） 助成額：借入額（限度額850万円）×利率（※）×20年分
※借入時の住宅金融支援機構（災害復興住宅融資）の利率とします。
- （３） 助成方法：上記により算定した額を交付決定後一括交付します。

お手続き

■必要な書類

- ① 熊本市が発行した住家のり災証明書の写し
- ② 住宅再建後の住民票（再建した住宅に入居する世帯全員の続柄記載のもの）
- ③ 住宅債務に係る金銭消費貸借契約書、抵当権設定契約書（抵当権設定契約書が

ない場合には工事請負契約書等）及び返済予定表の写し

- ④ 補助金の振込先が分かる預金通帳の写し（申請者名義のもの）
- ⑤ リバースモーゲージ利子助成事業補助金交付申請書
- ⑥ 請求委任及び口座振替支払依頼書
- ⑦ 入居者一覧表
- ⑧ リバースモーゲージ利子助成事業完了実績報告書

※⑤～⑧の書類は、申請窓口または市ホームページで入手できます。

■申請窓口

再建先住宅へ入居後、下記窓口にてお手続きください。

《助成金受付窓口（総合相談窓口内）》

中央区役所（市役所1階64番窓口）

東区役所 1階 西区役所 1階

南区役所 2階 北区役所 3階

※申請には、印鑑（認印可、ただし朱肉使用のものに限ります）が必要です。

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■申請期限

再建先の住宅に入居した日から6ヶ月経過した日、又は平成32年2月28日のいずれか早い日までに申請してください。

※平成29年11月13日より前に再建先の住宅へ入居した方は、平成30年5月11日までに申請してください。

■お問合せ先

熊本市すまい再建助成金コールセンター 0570-003-157

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

3-4 新しい住まいに建て替え・取得・入居したい

3-4-1 被災者生活再建支援金の支給（2-4-1）（3-2-2）

[「2-4-1 被災者生活再建支援金の支給」](#)を参照

3-4-4 民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供

震災住宅支援課 096-328-2989

民間賃貸住宅借上げ制度（みなし仮設）の新規申請受付は、平成 29 年 3 月 31 日をもって終了しました。

《現在みなし仮設に入居されている方へ》

仮設住宅の入居期間は、原則 2 年となっておりますが、「やむを得ない理由」により、入居期間内に退去することができない場合に限り、最長 1 年間の供与期間延長が可能となりました。

「やむを得ない理由」に該当する方で、延長を希望される場合は、供与期間延長に関する申立書等の提出が必要となります（必要書類提出後、審査を行います）。現契約満了の約 6 ヶ月前に、再契約申立てに関する書類一式を郵送しますので、内容をご確認ください。

ユニットハウスやコンテナハウス等の借上げ事業

震災住宅支援課 096-328-2989

平成 29 年 3 月 31 日をもって新規申請受付を終了しました。
延長については、「3-3-4 民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供」と同様となります。

3-4-7 建築確認申請等・開発許可申請等 手数料等の免除

建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

住家に半壊以上の被害を受けた方が、平成 31 年 4 月 15 日までに建築する一戸建て住宅の建築確認申請等の手数料を免除します。

- ※ 対象となる申請等は、熊本市へ申請される場合のものです。
- ※ 市内の民間確認検査機関へ申請される場合でも、減免となる機関がありますので、申請される機関へ直接お尋ねください。

対象となる建築物等

■対象建築物

- ・ 建築物（一戸建ての住宅）

■期限

平成31年4月15日までに建築すること

※期限を延長しました。

対象となる申請等

- ・ 確認申請
- ・ 完了検査申請
- ・ 建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可申請
- ・ 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可申請

お手続き

■申請窓口

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

■必要なもの

- ・ 手数料免除申請書（申請者の押印が必要です。）
- ・ り災証明書の写し

開発許可申請等に係る手数料免除

開発景観課 096-328-2507

熊本地震によって被災した建築物等を平成30年4月15日までに移転又は建替等を行う場合に、開発許可又は宅地造成に関する工事の許可申請等に係る手数料を免除します。

対象となる方

今回の地震による建築物のり災証明書の発行を受けた者で、次のすべての要件を満たす開発行為又は宅地造成に関する工事を行う者

- ① 予定建築物の用途が既存建築物と同一又は一般住宅であること。

3. 住まいの確保・再建のための支援

- ② 予定建築物の規模、構造、設備等が既存建築物と比較して著しく過大でないこと。
- ③ 既存建築物と予定建築物の所有者が同一又はその同一生計家族であること。

■免除対象手数料

被災した建築物の移設又は建替等にあたって生じる下記の手数料

- ① 開発行為許可申請手数料（都市計画法（以下「法」という。）第29条）
※ 非自己用を除く。
- ② 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項ただし書き）
- ③ 開発許可を受けた土地以外の市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第43条）
- ④ 宅地造成工事許可申請手数料（宅地造成等規制法第8条）

お手続き

■申請窓口

開発景観課 096-328-2507

■必要なもの

手数料免除申請書にり災証明書を添付のうえ、開発行為許可等に係る申請を行ってください。

※ 手数料免除申請書は本市ホームページに掲載しております。

3-4-8 ひとり親家庭への貸付（住宅） （3-2-4）

[「3-2-4 ひとり親家庭への貸付（住宅）」](#)を参照

3-4-9 住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等に関する相談

住宅金融支援機構

このたびの災害により被害が生じた住宅の所有者、居住者又は分譲マンションの管理組合等の方が、住宅を建設、購入又は補修する際の融資について、住宅金融支援機構が相談窓口を設置しています。

災害復興住宅融資

対象となる方

個人住宅	賃貸住宅	分譲マンションの共用部分(補修)
①被害住宅の所有者又は居住者で、ご自身が居住するための住宅を建設、購入又は補修する方 ②「り災証明書」※を交付されている方等	①被害賃貸住宅の所有者で、賃貸事業を行うため建設、購入又は補修する方(り災後に賃貸住宅を取得された場合はお申込みいただけません) ②「り災証明書」※を交付されている方等	①共用部分が被害を受けたことを証する「り災証明書」の交付を受けている管理組合等 ②修繕積立金が、一年以上定期的に積み立てられており、管理費や組合費と区分して経理されており、滞納割合が「10%以内」であること等
※「り災証明書」 ◆建設、購入の場合 「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」 ◆補修の場合 住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」		

相談窓口

◆電話相談（住宅金融支援機構）

個人住宅	賃貸住宅	分譲マンションの共用部分
住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120 - 086 - 353 受付時間：午前9時～午後5時 （祝日及び年末年始を除く）	住宅金融支援機構 九州支店まちづくり業務グループ 092 - 233 - 1509 受付時間：午前9時～午後5時 （土日、祝日及び年末年始を除く）	

◆面前相談

個人住宅の建設、購入又は補修に関する融資のご相談は、熊本市役所 1 階北側エシレーター横で受け付けています。

受付日時：毎週月・金曜日（祝日除く）の午前 10 時～午後 4 時

3. 住まいの確保・再建のための支援

融資の概要（主なもの）

	個人住宅	賃貸住宅	分譲マンションの共用部分																					
融資 金利	<p>◆建設・購入 基本融資額 年 0.63% 特例加算額 年 1.53%</p> <p>◆補修 基本融資額 年 0.63%</p>	<p>◆建設・購入 基本融資額 年 0.43% 特例加算額 年 1.33%</p> <p>◆補修 基本融資額 年 0.43%</p>	<p>◆補修 基本融資額 年 0.43%</p>																					
<p>※お申込み時の金利が適用される「全期間固定金利」です。</p> <p>※融資金利は毎月改定します。融資金利の詳細及び最新金利は、上記相談窓口までご連絡いただくか、住宅金融支援機構ホームページ（http://www.jhf.go.jp/）でご確認ください。</p> <p>※平成 30 年 3 月 1 日時点の金利を記載しています。</p>																								
融資 限度額	「工事費等の所要額」と「融資限度額」のいずれか低い金額となります。	「工事費等の所要額」と「融資限度額（1戸当たりの融資限度額×融資対象住宅戸数）」のいずれか低い金額となります。	「工事費等の所要額」と「150万円×融資対象住宅戸数」のいずれか低い金額となります。																					
<p>◆建設の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">基本融資額</th> <th>特例加算額</th> </tr> <tr> <th>建設資金</th> <th>土地取得資金</th> <th>整地資金</th> <th>建設資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,650万円</td> <td>970万円</td> <td>440万円</td> <td>510万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆補修の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">基本融資額</th> </tr> <tr> <th>補修資金</th> <th>整地資金</th> <th>引方移転資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>730万円</td> <td>440万円</td> <td>440万円</td> </tr> </tbody> </table>				基本融資額			特例加算額	建設資金	土地取得資金	整地資金	建設資金	1,650万円	970万円	440万円	510万円	基本融資額			補修資金	整地資金	引方移転資金	730万円	440万円	440万円
基本融資額			特例加算額																					
建設資金	土地取得資金	整地資金	建設資金																					
1,650万円	970万円	440万円	510万円																					
基本融資額																								
補修資金	整地資金	引方移転資金																						
730万円	440万円	440万円																						
連帯保証人	必要ありません。	（一財）住宅改良開発公社 ※ 別途、保証料が必要となります。	（公財）マンション管理センター																					
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興住宅融資のご利用にあたっては、お申込みいただくための要件等があります。融資制度の詳細をお知りになりたい場合は、住宅金融支援機構ホームページ（http://www.jhf.go.jp/）又は上記の相談窓口にてご確認ください。 ・お申込みの条件を満たしている場合でも、審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については、融資をお断りしたり、ご希望の融資額から減額すること等があります。 																							

平成 30 年 3 月 1 日時点

満 60 歳以上の方がお申込みできるリバースモーゲージ型の災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）についても、住宅金融支援機構が相談を承ります。

災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）※リバースモーゲージ型融資

対象となる方

- ①お申込み時の年齢が満 60 歳以上の方
 - ②被害住宅の所有者又は居住者で、ご自身が居住するための住宅を建設、購入又は補修する方
 - ③「り災証明書」※を交付されている方等
- ※「り災証明書」 ◆建設、購入：「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」
 ◆補修：住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」

相談窓口

◆電話相談（住宅金融支援機構）

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353

受付時間：午前9時～午後5時（祝日及び年末年始を除く）

◆面前相談：ご相談は、熊本市役所 1 階北側エレベーター横で受け付けています。
 （受付日時：毎週月・金曜日（祝日除く）の午前 10 時～午後 4 時）

融資の概要（主なもの）

融資 金利	年 2.75%（平成 30 年 3 月 1 日時点） ※お申込み時の金利が適用される「全期間固定金利」です。 ※融資金利は 3 か月ごとに改定します。融資金利の詳細及び最新金利は、上記相談窓口までご連絡いただくか、住宅金融支援機構ホームページ（ http://www.jhf.go.jp/ ）でご確認ください。							
融資 限度額	「工事費等の所要額」又は「申込区分に応じた次表の①若しくは②の額」のうちいずれか低い金額となります。							
	◆建設の場合							
	①下記融資限度額の合計額	②担保評価額（建物と土地の合計額）						
	<table border="1"> <tr> <td>建設資金</td> <td>2,160 万円</td> </tr> <tr> <td>土地取得資金</td> <td>970 万円</td> </tr> <tr> <td>整地資金</td> <td>440 万円</td> </tr> </table>	建設資金	2,160 万円	土地取得資金	970 万円	整地資金	440 万円	<ul style="list-style-type: none"> ●建物 工事請負契約書の建設費×60% ●土地 <ul style="list-style-type: none"> ・土地を購入しない場合 ：固定資産税評価額×10/7×60% ・土地を購入する場合 ：土地売買契約書の売買価額×60% <p style="text-align: right;">（次のページにつづきます）</p>
建設資金	2,160 万円							
土地取得資金	970 万円							
整地資金	440 万円							

3. 住まいの確保・再建のための支援

融資 限度額	◆補修の場合							
	①下記融資限度額の合計額	②担保評価額（建物と土地の合計額）						
	<table border="1"> <tr> <td>補修資金</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>整地資金</td> <td>440万円</td> </tr> <tr> <td>引方移転資金</td> <td>440万円</td> </tr> </table>	補修資金	730万円	整地資金	440万円	引方移転資金	440万円	<ul style="list-style-type: none"> ●建物 <ul style="list-style-type: none"> ・全部改築（建替え）の場合 ：工事請負契約書の建設費×60% ・全部改築（建替え）以外の場合 ：固定資産税評価額×10/7×60% ●土地 固定資産税評価額×10/7×60%
補修資金	730万円							
整地資金	440万円							
引方移転資金	440万円							
返済 期間	申込人（連帯債務者を含みます。）全員がお亡くなりになるまでです。							
返済 方法	<p>毎月のご返済は、利息のみです。</p> <p>借入金の元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から、融資住宅及び土地の売却等により一括してご返済いただきます。</p> <p>なお、機構は、融資住宅及び土地の売却により、一括してご返済いただいた場合で残債務があるときは、残債務について相続人に請求しません。</p>							
連帯 保証人	必要ありません。							
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・借入申込前に、申込人（連帯債務者を含みます。）全員に、機構によるカウンセリング相談を必ず受けていただきます。 ・災害復興住宅融資のご利用にあたっては、お申込みいただくための要件等があります。融資制度の詳細をお知りになりたい場合は、住宅金融支援機構ホームページ（http://www.jhf.go.jp/）又は上記の相談窓口にてご確認ください。 ・お申込みの条件を満たしている場合でも、審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については、融資をお断りしたり、ご希望の融資額から減額すること等があります。 							

平成 30 年 3 月 1 日時点

3-4-11 高齢者住宅再建利子補給（リバースモーゲージ）

復興総室 096-328-2972

「[3-2-10 リバースモーゲージ利子助成](#)」に移行しました。

3-4-12 熊本県住宅再建支援事業（二重ローン対策）（3-2-8）

[「3-2-8 熊本県住宅再建支援事業（二重ローン対策）」](#)を参照

3-4-13 被災者向け公営住宅の募集（二次募集）

住宅課 096-328-2461

熊本地震による被災者向けに市営住宅等の入居者を募集します。

対象となる方

以下の①、②のいずれかに該当する方

- ① り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」の判定が出ている方
- ② 「半壊」の方で家屋を解体する方

※仮設住宅に入居している方は該当します。

※平成 29 年 12 月に申込んだ方は、申し込みの必要はありません。

お手続き

■申込窓口

住宅課（市役所9階） 096-328-2461

※優先基準により選定を行い、順番にご案内します。

※平成 29 年 12 月に申込んだ方が優先となります。

■受付時間

午前 9 時～午後 5 時

3-4-14 自宅再建利子助成（3-2-9）

復興総室 096-328-2972

[「3-2-9 自宅再建利子助成」](#)を参照

3-4-15 リバースモーゲージ利子助成（3-2-10）

復興総室 096-328-2972

[「3-2-10 リバースモーゲージ利子助成」](#)を参照

3-4-16 民間賃貸住宅入居支援助成

復興総室 096-328-2973

平成28年熊本地震のため住居が被災したことにより、応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、住まいの再建先として民間賃貸住宅に入居した際に要した初期費用を定額で助成します。

※住まいの再建先は、熊本県内の民間賃貸住宅に限ります。

※「民間賃貸住宅」には、公営住宅や社宅・官舎・寮などの給与住宅は含まれません。

※ みなし仮設住宅として入居していた住宅を、そのまま住まいの再建先として、新たにご自身で契約（二者契約）された場合も対象となります。みなし仮設住宅の契約中は対象になりません。

対象となる方

以下の①～③のいずれかに該当する方が県内の民間賃貸住宅に入居した場合に対象となります。

- ① 熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『全壊・大規模半壊』の方
- ② 熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『半壊』で、その住家の解体をした方
- ③ 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅）の入居者で、応急仮設住宅の供与期間中（※1）に退去した方

※1 供与期間が延長になった場合は、その延長期間内

※平成29年11月13日以前に民間賃貸住宅への入居が完了している方も対象となります。

※支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

助成額

1世帯あたり 20万円

※ 「り災証明書」上の世帯が対象となります。1世帯につき、1回に限り申請可能です。

※ ただし、複数の世帯が同一の民間賃貸住宅に入居した場合は、一つの世帯とみなします。

お手続き

■必要な書類

- 熊本市民間賃貸住宅入居支援助成金交付申請書
(申請窓口または市ホームページで入手できます)
- 熊本市が発行した住家のり災証明書の写し
- 再建先の住居へ入居後の住民票の写し
(世帯全員分の続柄が記載されたもの)
- 入居した民間賃貸住宅の契約書の写し(賃貸借契約書など)
※契約者名、契約日、入居住所等の入居先情報が分かる部分
※みなし仮設住宅の契約中は対象になりません。
- 助成金の振込先口座の通帳の写し
- 半壊の方は自宅の解体を証明する書類
(被災家屋等の解体・撤去完了通知書、滅失事項証明書等)

※申請には、印鑑(認印可、ただし朱肉使用のものに限ります)が必要です。

※入居に要した費用(礼金・仲介手数料等)の領収書は不要です。

■申請窓口等

住まいの再建先である民間賃貸住宅への入居完了後、郵送または申請窓口にてお手続きください。

【郵送先】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1
「復興総室住まい再建助成金担当」 宛

《助成金受付窓口(総合相談窓口内)》

中央区役所(市役所1階64番窓口)

東区役所 1階 西区役所 1階

南区役所 2階 北区役所 3階

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日(祝日除く)

3. 住まいの確保・再建のための支援

■申請期限

再建先の民間賃貸住宅に入居した日から6ヶ月経過した日又は平成32年2月28日のいずれか早い日まで

※平成29年11月13日より前に再建先の民間賃貸住宅に入居された方は、平成30年5月11日まで

■お問合せ先

熊本市すまい再建助成金コールセンター 0570-003-157

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

3-4-17 転居費用助成

復興総室 096-328-2973

平成28年熊本地震のため住居が被災したことにより、応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、住まいの再建先（新築・購入・補修した住宅、賃貸住宅・公営住宅等）へ転居した際に要した費用を定額で助成します。

※住まいの再建先は、熊本県内に限ります。

※本助成金における「転居」とは・・・

- ・プレハブ仮設住宅やみなし仮設住宅から、新たな住まい（再建先）に居所を移した場合
- ・り災住所から直接住まいの再建先に居所を移した場合
- ・り災住所から親戚宅等の応急的な住まいに居住した後、新たな住まいの再建先に居所を移した場合

※応急仮設住宅（プレハブ仮設、みなし仮設）への転居は対象になりません。

対象となる方

以下の①～③のいずれかに該当する方が住まいの再建先に「転居」した場合に対象となります。

- ① 熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『全壊・大規模半壊』の方
- ② 熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『半壊』で、その住家の解体をした方
- ③ 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅）の入居者で、応急仮設住宅の供与期間中（※1）に退去した方

※1 供与期間が延長になった場合は、その延長期間内

※平成29年11月13日以前に転居が完了した方も対象となります。
※支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

助成額

1世帯あたり 10万円

- ※ 「り災証明書」上の世帯が対象となります。1世帯につき、1回に限り申請可能です。
- ※ プレハブ仮設住宅・みなし仮設住宅に同居する複数の世帯が、同一の再建先に転居した場合は、一つの世帯とみなします。

お手続き

■必要な書類

- ・熊本市転居費用助成金交付申請書
（申請窓口または市ホームページで入手できます）
- ・熊本市が発行した住家のり災証明書の写し
- ・再建先の住宅へ入居後の住民票の写し
（世帯全員分の続柄が記載されたもの）
- ・再建先の入居に関する契約書等の写し
（建築請負契約書、賃貸借契約書など）
※契約者名、契約日、入居住所等の移転先情報が分かる部分
※みなし仮設住宅の契約中は対象になりません。
- ・助成金の振込先口座の通帳の写し
- ・半壊の方は自宅の解体を証明する書類
（被災家屋等の解体・撤去完了通知書、滅失事項証明書等）

※申請には、印鑑（認印可、ただし朱肉使用のものに限ります）が必要です。

※転居費用の領収書は不要です。

※被災した住所又は応急的な住まいの住所が、再建先の住所と同じ場合、実際に転居があったことを証する書類が必要となる場合があります。

■申請窓口等

住まいの再建先への転居完了後、郵送または申請窓口にてお手続きください。

【郵送先】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1
「復興総室住まい再建助成金担当」 宛

3. 住まいの確保・再建のための支援

《助成金受付窓口（総合相談窓口内）》

中央区役所（市役所1階64番窓口）

東区役所 1階 西区役所 1階

南区役所 2階 北区役所 3階

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■申請期限

再建先の住宅に転居した日から6ヶ月経過した日または平成32年2月28日のいずれか早い日まで

※平成29年11月13日より前に再建先の住宅へ転居された方は、平成30年5月11日まで

■お問合せ先

熊本市すまい再建助成金コールセンター 0570-003-157

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

3-4-18 伴走型住まい確保支援事業

熊本市伴走型住まい確保支援室 096-328-2983

プレハブ仮設やみなし仮設等に入居され、住まいの再建に支援が必要な世帯について、現在の住宅の供与期間が終了する前に、1日も早く恒久的なお住まいの再建ができるようきめ細やかな支援を行います。

対象となる方

平成28年熊本地震で被災され、仮設住宅等に入居されている方

※また、在宅被災者や帰熊予定の市外避難者の方も対象となります。

支援内容

- ① ご希望に応じた物件情報を提供できる不動産会社等のご案内
- ② 入居に関する手続き等のお手伝い
- ③ 相談内容により行政部署や関係機関へ繋ぐサポート
- ④ 各種支援制度等のご案内

■相談窓口

熊本市伴走型住まい確保支援室（市役所 13 階）

■お問合せ先

熊本市伴走型住まい確保支援室 096-328-2983

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

3-5 被災した宅地等を復旧したい

3-5-1 熊本市宅地復旧支援事業（熊本地震復興基金）

震災宅地対策課 096-328-2966

熊本地震により被災した、のり面・擁壁の復旧、地盤の復旧、地盤改良、住宅基礎の傾斜修復工事費の一部を補助します。

対象となる方

平成28年熊本地震発生時に住宅の用に供されていた土地の所有者等（管理者または占有者は、所有者の承諾を得たもの）

対象宅地（用途）

- ・戸建住宅
- ・アパート及びマンション（賃貸・分譲）
- ・店舗（事務所）併用住宅（住宅の用に供する部分）
- ・個人所有者の住宅と一体的に利用している倉庫・納屋

【対象外の用途】

- ・住宅となる家屋がない倉庫、納屋
- ・工場
- ・事業用倉庫
- ・社宅
- ・店舗、事務所（併用住宅の店舗（事務所）の用に供する部分）
- 等

対象工事

- (1) のり面の復旧工事
- (2) 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事）
- (3) 地盤の復旧工事（陥没への対応工事）
- (4) 地盤改良工事（住宅建屋〔住宅及び住宅に付属する用途に供する建築物〕下の工事）
- (5) 住宅基礎の傾斜修復工事（住宅建屋の基礎の沈下または傾斜を修復する工事）

■注意点

- ・本事業にて施工した擁壁は、宅地所有者にて日常の管理を行ってください。
- ・擁壁が再度被災しても、本市による復旧は行いません。
- ・本事業にて施工した擁壁は、原則として撤去や変更ができません。

工事費用

対象となる工事に係る自己負担はありません。

※支障物件（工事の影響範囲にあるカーポート等）の移転は対象工事に含まれません。原則として、宅地所有者の負担にて移転してください。

お手続き

■申請窓口

震災宅地対策課 096-328-2966
（中央区花畑町 10-34 熊本花畑ビル 3 階）

- ※ 本事業の申請には要件を満たす必要があるため、あらかじめ職員立会いによる現地確認を行います。現地確認は、震災宅地対策課の窓口で受付を行っております。
- ※ まずは、震災宅地対策課の窓口でご相談ください。対象工事の内容等についてご説明いたします。
- ※ 相談・受付の際は、被害状況がわかる写真等をご持参ください。



3-5-3 熊本市私道復旧事業（熊本地震復興基金）

各土木センター
各地域整備室

熊本地震で被災した私道の復旧について補助を行います。

対象となる私道

- ・一般の交通の用に供しているものであること。
- ・公道（道路法上の道路等）に接続するものであること。
- ・幅員が概ね 1.8m 以上であること。
- ・所有者の異なる住宅が連担して 2 戸以上建ち並んでいること。
- ・集落等で維持管理しているものであること。

3. 住まいの確保・再建のための支援

対象となる工事等

- ・地震前の状態に戻す（原形復旧）工事
- ・工事に必要な調査・設計業務

《対象となる工事の例》

- ・被災した砂利道を砂利道に復旧する。
- ・被災したアスファルト舗装道をアスファルト舗装にて復旧する。
- ・被災した安全防護柵・側溝を被災前の状態に復旧する。

補助額

事業費によって補助率が異なりますのでご注意ください。

事業費の額	補助額
50万円未満	補助対象外
1,000万円以下	事業費の3/4
1,000万円超～2,000万円未満	事業費に1/2を乗じた額に250万円を加えた額
2,000万円以上	1,250万円（交付上限額）

お手続き

■申請窓口

申請をご検討されている方は、下記の申請窓口にてご相談ください。
ご相談はお電話でも承っております。

東部土木センター 096-367-4360
西部土木センター 096-355-2936
北部土木センター 096-245-5050
富合地域整備室 096-357-4154
城南地域整備室 0964-28-2133
植木地域整備室 096-272-1115

※相談後、本制度に該当すると判断した場合、申請書類等の案内を行います。

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

4. 生活面への支援

4-2 ごみの処理について

4-2-1 地震災害ごみについて

廃棄物計画課 096-328-2359

地震災害ごみは直接市の施設（東部・西部環境工場、扇田環境センター）に持ち込むことができます。持ち込まれる地震災害ごみにつきましては、ごみ処理手数料を免除いたしますので、搬入前にお手続きをお願いします。

地震災害ごみの種別	持ち込み先	住 所	電話	受入時間
燃えるもの (例:木製の家具類、プラスチック類、木くず等)	東部環境工場	東区戸島町2570番地	380-8211	月～土 8:30～16:30
	西部環境工場	西城区山薬師2丁目12-1	329-0900	
燃えないもの(例:ブロック、瓦、ガラス、陶磁器等)	扇田環境センター	北区貢町1567番地	245-2696	月～土 8:30～16:30

申請先

廃棄物計画課、各区総務企画課

お手続き

- ・被災者本人が免除手続きをする場合
⇒ り災証明書（コピー）またはり災状況が分かる写真、被災者本人の印鑑
 - ・収集運搬業者等に手続きの代行を依頼する場合
⇒ り災証明書（コピー）またはり災状況が分かる写真、印鑑（業者のもの）、委任状
- ※ 搬入車両の車番と各施設への搬入回数を受付時にお聞きしますので、必ず控えてお越してください。

持ち込み期限

平成30年3月31日（土）

※申請期限は平成30年3月30日（金）まで

※平成30年4月1日以降持ち込む場合は免除対象外となります。

※平成30年4月1日以降、家屋の解体や修繕、工事等で発生するごみなどは原則として市の施設に持ち込むことができませんのでご注意ください。

4-4 福祉用具の再購入・再給付

4-4-1 介護保険 特定福祉用具の再購入 (5-5-3)

高齢介護福祉課
各区役所福祉課

地震による家屋倒壊などにより使用できなくなった特定福祉用具の再購入費用の9割（または8割）を支給します。

対象となる方

今回の地震により、以前介護保険を利用し購入した特定福祉用具が破損等により使用できなくなった方

※ 購入の前に事前申請が必要です。以前購入した事業所に相談いただくか、下記【お問合せ先】にご相談ください。

■お問合せ先

高齢介護福祉課	096-328-2347
中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118

対象の福祉用具

- ・腰掛便座
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具部分

※ 支給対象となる特定福祉用具の購入費用の上限は、同一年度で10万円です。

お手続き

■必要なもの

- ・申請書
- ・理由書
- ・破損状況が分かる写真等
- ・ケアプラン一式
- ・購入する物のカタログ

※ 申請内容によっては、その他必要書類があります。

その他、手続きの詳細については熊本市のホームページに掲載しております。

[ホーム](#) > [分類から探す](#) > [健康・福祉・子育て](#) >
[介護保険](#) > [介護保険サービス](#) > [介護保険特定福祉用具購入について](#)

4-4-2 障がい者の福祉用具の再給付 (5-6-2)

障がい保健福祉課
各区役所福祉課

地震による家屋倒壊などにより使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。

対象となる方

障がい者手帳をお持ちの方で、今回の地震により、以前熊本市から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方

※ 詳細は、【お問合せ先】にご相談ください。

■お問合せ先

障がい保健福祉課	096-328-2519
中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118

対象の福祉用具

■障がい者日常生活用具

- ・介護用ベッド
- ・入浴補助器具
- ・たん吸引器
- ・ネブライザー（吸入器）
- ・ストーマ装具 など

■補装具

- ・車いす
- ・電動車いす
- ・歩行器 など

4. 生活面への支援

お手続き

■必要なもの

- 印鑑
- 障がい者手帳
- 破損・紛失状況申告書（補装具の場合）
- 破損状況が分かる写真等

※ 申請内容によっては、その他必要書類があります。

4-5 生活に関することについて（相談窓口）

4-5-1 消費生活相談

熊本市消費者センター 096-353-2500

今回の熊本地震に伴い、賃貸アパートからの退去、屋根修理工事等その他の事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関するご相談を受け付けています。

相談窓口

- 熊本市消費者センター
096-353-2500（平日：午前9時～午後5時 電話及び面談）
- 熊本県消費生活センター
096-383-0999（平日：午前9時～午後5時 電話及び面談
第2日曜日：午前10時～午後3時 電話相談のみ）
※第2日曜日の電話相談は平成30年3月で終了

4-5-2 こころの健康相談

こころの健康センター 096-362-8100

今回の熊本地震で、被害にあわれた方や不幸にして亡くなられた方に近い方々にも、様々な心の不調がでることがあります。

熊本市こころの健康センターでは以下の電話番号でご相談を受け付けております。

電話相談窓口

- ・ こころの健康センター（ウェルパルクまもと3階）

096-362-8100 平日 午前9時～午後4時

- ・ 熊本こころのケアセンター

※熊本地震で被災された方々のこころのケアを専門的に行うために開設された機関です。

096-385-3222 平日 午前9時～午後4時

■その他の電話相談窓口

- ・ 熊本こころの電話

096-285-6688 年中無休：午前11時～午後6時30分

- ・ 熊本いのちの電話

096-353-4343 年中無休：24時間

0120-738-556 ※毎月10日はフリーダイヤルで実施

0120-87-4343（被災者向けフリーダイヤル 24時間）

※被災者向けフリーダイヤルは、他県のいのちの電話が対応する場合があります。

- ・ よりそいホットライン

0120-279-338 年中無休：24時間

4-5-5 被災者支援無料法律相談窓口

復興総室 096-328-2972

熊本地震で被災された市民の皆様が抱えている悩み事の解決を支援するために、弁護士による無料法律相談窓口を設置しています。

■相談の具体例

- ・ ローンが残った住宅や車が被災し、その修繕や建設のためのローン問題
- ・ 賃貸マンション、アパートが被災したことによる退去に関するトラブル
- ・ 被災した住宅の片付けや修繕等に関する契約トラブル
- ・ 隣の家からの塀の崩落などによる支払いのトラブル

（次のページにつづきます）

4. 生活面への支援

対象となる方

熊本市にお住まいの方

相談窓口

熊本市役所 1 階北側エレベーター横 被災者支援無料法律相談窓口

■相談日：毎週火・木曜日（祝日除く）

※平成 30 年 4 月から第 2・4 木曜日になります。

■時 間：午前 9 時から 12 時まで ※ 相談時間は、1 人 25 分です。

相談方法

熊本県弁護士会に所属する会員弁護士が面談によりお答えします。

※ 専用番号へ事前に予約申込をお願いします。

※ 当日、空きがある場合は、予約なしでも相談を受けられる場合があります。

特別相談予約受付専用 096-234-7499（平日午前 8 時 30 分～午後 5 時）

4-5-6 よりそいホットライン

暮らしの中で困っていること、気持ちや悩みを聞いてほしい方、外国語による相談、被災者の方で困っている方など電話相談の専門員がお待ちしています。ひとり抱え込まずに、お電話ください。

■相談ダイヤル 0120-279-338（24 時間 年中無休）

4-5-7 熊本地震関連法律相談窓口

広聴課 096-328-2075

相談例

- ローンが残った住宅や車が被災して二重にローンをくまなければならなくなるが、支払いはどうなるのだろうか。
- 隣家の瓦が地震で落下して、自宅等が損傷を受けたが、何か請求できるのか。
- 自宅のブロック塀が倒れ、隣家の建物を壊してしまった。

- 借家が被災して住めない状況だが、家賃は支払わなければならないのか。
 - 会社を経営しているが、事業再開の目途が立たない。従業員の給料はどうすればいいのか。
- 等

■相談窓口一覧

	相 談 窓 口		電 話	相 談 時 間	相 談 機 関	備 考	
	面談	電話					
1	弁護士	●	熊本地震無料法律相談 (予約制)	予約専用電話 096-325-0009	地区により開催日時 が異なるため、お尋 ね下さい	熊本県弁護士会法律 相談センター	面談による相談 県内8ヶ所(熊本、八代、玉名、 山鹿、人吉、天草、阿蘇、益城) 地震に関する相談は無料。 内容によっては、料金がかかる場 合があります。
2	弁護士	●	熊本市被災者支援法律 相談(予約制)	予約専用電話 096-234-7499	火・木(祝日を除 く) 9時~12時	熊本県弁護士会	市役所1階北側エレベーター横 ※平成30年4月から第2・4木曜日 になります。
3	司法 書士	●	仮設住宅巡回法律相談	096-364-2889	当面の間 日曜 9時~12時	熊本県司法書士会	司法書士2~3名で仮設住宅を巡 回
4	司法 書士	●	熊本市各区一斉無料法 律相談	予約不要・先着順	各区役所 水曜 13時~16時	熊本県司法書士会	
5	弁 護 士	●	熊本地震無料法律電話 相談	0120-587-858	平日のみ 10時~16時	熊本県弁護士会	電話相談
6	司 法 書 士	●	熊本地震無料電話相談	0120-863-123	毎日 16時~19時	九州全県司法書士会	電話相談 (平成30年3月31日まで)

4-5-8 ボランティアについて(相談窓口)

熊本市社会福祉協議会

本市社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティアに関する相談やボランティア活動の紹介を行っております。お困りごとがありましたら、熊本市社会福祉協議会までご相談ください。

- ・ 傾聴ボランティア(活動者向けの養成講座あり)
- ・ ガイドボランティア(視覚障がい者の外出支援)
- ・ 高齢者の生活のお困りごと ほか

※ これらの活動者も同時に募集しています。

■お問合せ先

熊本市社会福祉協議会

地域福祉推進課ボランティアセンター 096-288-2748

4-6 その他

4-6-1 共同墓地等の復旧にかかる補助事業について

生活衛生課 096-364-3187

熊本地震により被災した墓地（地域で管理している共有の墓地）において、通路部分や擁壁等の共有部分の復旧を支援するため、復旧工事費用の一部に対して補助を行います。

対象となる共同墓地

集落共有の墓地等

※地方公共団体、宗教法人、公益財団法人及び個人が経営主体の墓地を除く

対象となる工事

熊本地震後に実施した、あるいはこれから実施する共有部分の復旧工事

- ・共有の通路
- ・擁壁、外構
- ・共有の水道設備
- ・その他共有の建築物 等

※共同墓地内であっても、個人の墓碑等の損壊に対しての補助はありません

対象となる方

共同の墓地施設を管理する管理組合、集落又は自治会等、対象となる共同墓地の管理者

お手続き

■申請窓口・受付時間

生活衛生課 （平日 午前8時30分～午後5時15分まで）

■必要な書類

- ・申請書
- ・被災状況が確認できる写真
- ・復旧工事の見積書
- ・墓地等の管理組合同規約 等

※詳しくは生活衛生課にお尋ねください。

5. 各種減免・支払いの猶予等

5-1 税に関すること

5-1-2 固定資産税の減免

課税管理課
各区役所税務課

平成 29 年 3 月 31 日をもって、平成 28 年度分の減免申請受付を終了しました。

公費解体の申請をしているマンションの固定資産税・都市計画税の減免について

平成 29 年 10 月 4 日までに公費解体の申請をしているマンションについて、平成 30 年 1 月 1 日時点で解体が完了していない場合で減免の適用を受けようとするときは、平成 30 年度の納税通知書が届いた後に、固定資産税の減免申請をする必要があります。納税通知書が届いてから平成 30 年 5 月 24 日までに各区役所税務課へ申請してください。

■必要書類

- ・減免申請書
- ・納税通知書
- ・印鑑（認印で可）

被災住宅用地等に対する課税標準の特例措置について

住宅用地の特例を受けていた土地を熊本地震の影響でやむを得ない事情により住宅用地として使用できず更地にした場合、その土地の震災発生後 2 年度分（平成 29、30 年度分）の固定資産税及び都市計画税は、更地にする前と同様住宅用地とみなして課税されます。

※ 住宅用地以外の用途で使用されている場合は、対象外となります。

■必要書類

- ・被災住宅用地申告書

被災代替家屋・償却資産の特例措置について

【家屋】

熊本地震により滅失・損壊した家屋の所有者が、平成 33 年 3 月 31 日までに代替家屋を取得し、又は地震で損壊した家屋を改築した場合には、取得又は改築した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 4 年度分の固定資産税・都市計画税に限り、被災家屋の床面積相当分の税額を 2 分の 1 に減額します。

【償却資産】

熊本地震により滅失・損壊した償却資産の所有者が、平成 33 年 3 月 31 日までに代替償却資産を取得し、又は地震により損壊した償却資産を改良した場合には、取得又は改良した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 4 年度分の固定資産税に限り、取得・改良した償却資産の課税標準額を 2 分の 1 の額に減額します。

要件

- 1 特例措置適用対象家屋（又は償却資産）の要件
 - (1) 被災家屋（又は被災償却資産）に代わるものとして取得した家屋（又は償却資産）
 - ※原則として、種類（用途）又は使用目的が同一であるもの。
 - (2) 被災家屋を改築した場合は、改築後の価格が被災家屋の価格以上となるもの
- 2 被災家屋の要件
 - (1) 平成 28 年熊本地震により滅失・損壊した家屋（又は償却資産）
 - ※家屋の場合は、原則として、被災証明書の判定が「半壊」以上であること（平成 28 年度分の固定資産税・都市計画税において、減免が適用される程度の被害（損害割合 20%以上）を受けていること。）
 - (2) 取り壊し又は売却等の処分がなされていること（償却資産の場合は、除却又は売却等の処分がなされていること）

■必要書類

- ・（家屋）熊本地震に係る被災代替家屋特例申告書
- ・（償却資産）熊本地震に係る被災代替償却資産特例申告書、代替償却資産対照表、他

※添付書類等に関する詳細は、事前にお尋ねください。

お手続き**■申請窓口**

中央区役所税務課	096-328-2181
東区役所税務課	096-367-9138
西区役所税務課	096-329-1174
南区役所税務課	096-357-4143
北区役所税務課	096-272-1114
※償却資産について	課税管理課償却資産班 096-328-2195

5-1-3 市税の納税の猶予

納税課

東・西・南・北区役所税務課

地震による被害の状況により、市税の納税を猶予（分割納付）できる場合があります。

対象となる方

熊本地震により被害にあった方

お手続き**■申請窓口**

納税課	096-328-2204
東区役所税務課	096-367-9138
西区役所税務課	096-329-1174
南区役所税務課	096-357-4143
北区役所税務課	096-272-1114

5-2 証明書の交付手数料**5-2-1 各種証明書の交付手数料の免除**

各区役所区民課

各区役所税務課

り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関する手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料が免除できます。

5. 各種減免・支払いの猶予等

対象となる方

り災証明書の交付を受けられた方

※ 窓口に、り災証明書をご持参ください。

(り災証明書未交付の場合は、申請状況の確認により免除できません。)

■証明書の種類・取扱窓口

	取扱窓口				
	各区役所 区民課	各区役所 税務課	総合 出張所 (含 芳野 分室)	龍田 出張所	サービス コーナー ※1 ※2
① 印鑑に関する証明	○	—	○	○	○
② 住民票記載事項証明書	○	—	○	○	○
③ 住民票の写しの交付	○	—	○	○	○
④ 印鑑登録証の交付	○	—	○	○	—
⑤ 所得課税証明書	○	○	○	○	○
⑥ 固定資産関係証明書	○	○	○	○	—
⑦ 納税証明書	○	○	○	○	—
⑧ その他の税証明書	—	○	—	—	—

※1 平成29年4月に以下の総合出張所・出張所から移行したサービスコーナー及び森都心プラザ市民サービスコーナー

・大江出張所 ・秋津出張所 ・東部出張所 ・花園総合出張所
・飽田総合出張所 ・南部出張所 ・北部総合出張所

※2 平成30年4月より森都心プラザ市民サービスコーナーは廃止となります

■お問合せ先

◆①～⑦について

中央区役所区民課 096-328-2245
東区役所区民課 096-367-9124
西区役所区民課 096-329-8503
南区役所区民課 096-357-4126
北区役所区民課 096-272-6900

◆⑤～⑧について

中央区役所税務課 096-328-2181
東区役所税務課 096-367-9138
西区役所税務課 096-329-1174
南区役所税務課 096-357-4143
北区役所税務課 096-272-1114

5-2-2 マイナンバーカード等の再交付手数料の免除

地域政策課 096-328-2067

地震により被災された方で、マイナンバー通知カードまたは個人番号カード（マイナンバーカード）を紛失された方は、再交付手数料が免除できます。

対象となる方

平成28年4月15日以前に、マイナンバー通知カードまたは個人番号カード（マイナンバーカード）を受け取られている方で、り災証明書の交付を受けられた方

再交付の対象

① マイナンバー通知カード

※ 個人番号カードの申請をされた方は、再交付ができません。

② 個人番号カード（マイナンバーカード）

お手続き

■取扱窓口

各区役所区民課、各総合出張所（※）、龍田出張所、芳野分室

※ 平成29年4月にサービスコーナーへ移行した旧飽田総合出張所・旧花園総合出張所・旧北部総合出張所を除く

■お問合せ先

地域政策課 096-328-2067

※熊本地震の影響で、住民票と違う所にお住まいの場合等は“交付通知書”が届かず、本市に返戻されているものがあります。申請から1ヶ月経過した方は交付の準備ができておりますので、お心当たりの方は熊本市マイナンバーセンターにご相談ください。

※マイナンバーカード等の再交付手数料の免除は、平成30年3月30日（金）受付分までで終了します。

5-3 水道料金・下水道使用料等

5-3-1 水道料金及び下水道使用料の減免等

上下水道局料金課（お客さまセンター） 096-381-1118

被災された方の水道料金及び下水道使用料を減免します。

【減額内容】

- ①り災後も継続して使用されている方で、平成28年5月検針地区の方は平成28年6月請求分及び7月請求分を、平成28年6月検針地区の方は平成28年7月請求分及び8月請求分を免除。
- ②平成28年7月・9月定期検針又は平成28年8月・10月定期検針において使用が無い場合は、その分の水道料金及び下水道使用料を免除。
- ③り災後、使用を中止された方は平成28年4月14日に遡って使用中止とし、前回検針（2月又は3月）分及び前回検針日から平成28年4月14日までの水道料金及び下水道使用料を免除。

対象となる方

住家が半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された方

お手続き

■申請窓口

上下水道局料金課（受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分）

■必要なもの

- ・り災証明書（住家）※写し可

給水装置の破損による漏水量について減額措置します。

【減額内容】

漏水により増加した使用水量を前年同期等の使用水量に減量します。

対象となる方

漏水修理をされた方

お手続き

■申請窓口

上下水道局料金課（受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分）

■必要なもの

- ・減免申請書等

5-4 医療費・保険料・年金

5-4-1 国民健康保険料の減免

国保年金課
各区役所区民課

平成 29 年 10 月 13 日（金）で申請受付を終了しました。
やむを得ない理由等で申請できなかった方は、下記窓口へご相談ください。

■申請窓口（受付時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

国保年金課	096-328-2290
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905

5-4-2 国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の還付

国保年金課
各区役所区民課

熊本地震により被災された熊本市国民健康保険の被保険者（加入者）で免除の対象となる方が、平成 28 年 4 月 14 日の地震発生以後から平成 29 年 9 月 30 日までに医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金（窓口負担）を支払っている場合は還付を受けることができます。

申請期限

お早めにご申請ください。（受診後 2 年以内をお願いします）

対象となる方

- ・住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止、休止又は失職して現在収入がない方

対象となる医療費の一部負担金

平成28年4月14日地震発生後から平成29年9月30日までに医療機関を受診した際の医療費の一部負担金

※還付の対象とならないもの

- ・入院時の食事代
- ・入院時の部屋代（差額ベッド代）
- ・あんま、はりきゅう、マッサージ、整骨院等の施術費用
- ・その他保険診療外の費用

お手続き

■申請窓口（受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分）

中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905

■必要なもの

- ①国民健康保険被保険者証
- ②印鑑（認印可）
- ③還付申請書（窓口にあります。熊本市ホームページにも掲載。）
- ④一部負担金免除証明書又は免除対象被保険者である事実を確認できる書類（下記のいずれかの書類）
 - 《住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方の場合》
 - ・り災証明書
 - 《主たる生計維持者が死亡した場合》
 - ・死亡診断書、死体検案書、死亡診断書に準じる医師による証明書
 - 《主たる生計維持者が重篤な傷病（※）を負った方の場合》
 - ・医師の診断書 ※1ヶ月以上の治療を有すると認められるものをいう。
 - 《主たる生計維持者が業務を廃止・休止した場合》
 - ・公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）
 - 《主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合》
 - ・雇用保険の受給資格証、事業主等による証明
- ⑤医療機関等で一部負担金を支払った領収証（支払った一部負担金の額が確認できる書類）
 - ※領収証を紛失した場合は、医療機関にご相談ください。（支払証明書（有料の場合あり）でも可）
- ⑥世帯主の通帳またはキャッシュカード（金融機関口座情報がわかるもの）

5-4-3 後期高齢者医療保険料の減免

国保年金課
各区役所区民課

平成 29 年 10 月 13 日（金）で申請受付を終了しました。
やむを得ない理由等で申請できなかった方は、下記窓口へご相談ください。

■申請窓口（受付時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

国保年金課	096-328-2290
中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905

5-4-4 後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の還付

国保年金課
各区役所区民課

熊本地震により被災された後期高齢者医療制度の被保険者（加入者）で免除の対象となる方が、平成 28 年 4 月 14 日の地震発生以後から平成 29 年 9 月 30 日までに医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金（窓口負担）を支払っている場合は還付を受けることができます。

申請期限

お早めにご申請ください。

対象となる方

- ・住家が全半壊、全半焼、又はこれに準ずる被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止・休止又は失職して現在収入がない方

対象となる医療費の一部負担金

平成 28 年 4 月 14 日地震発生後から平成 29 年 9 月 30 日までに医療機関を受診した際の医療費の一部負担金

5. 各種減免・支払いの猶予等

※還付の対象とならないもの

- ・入院時の食事代
- ・入院時の部屋代（差額ベッド代）
- ・あんま、はりきゅう、マッサージ、整骨院等の施術費用
- ・その他保険診療外の費用

お手続き

■申請窓口（受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分）

中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905

■必要なもの

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②印鑑（認印可）
- ③還付申請書（窓口にあります。熊本市ホームページにも掲載。）
- ④受診医療機関明細（窓口にあります。熊本市ホームページにも掲載。）
- ⑤一部負担金免除証明書又は免除対象被保険者である事実を確認できる書類（下記のいずれかの書類）
 - 《住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方の場合》
 - ・り災証明書
 - 《主たる生計維持者が死亡した場合》
 - ・死亡診断書、死体検案書、死亡診断書に準じる医師による証明書
 - 《主たる生計維持者が重篤な傷病（※）を負った方の場合》
 - ・医師の診断書 ※1ヶ月以上の治療を有すると認められるものをいう。
 - 《主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方の場合》
 - ・公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）
 - 《主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合》
 - ・雇用保険の受給資格証、事業主等による証明
- ⑥医療機関等で一部負担金を支払った領収証（支払った一部負担金の額が確認できる書類）※領収証を紛失した場合は、医療機関にご相談ください。（支払証明書（有料の場合あり）でも可）
- ⑦本人名義の通帳またはキャッシュカード（金融機関口座情報がわかるもの）

5-4-5 国民年金保険料の免除

国保年金課
各区役所区民課

国民年金第1号被保険者で、熊本地震により被災された方について、年金保険料納付が免除となる場合があります。

対象となる方

国民年金第1号被保険者で被災により住家・家財などに2分の1以上の損失があった国民年金保険料の納付が困難な方。

※保険などによる補てんがある場合はその分を控除。

※り災証明書（コピー可）もお持ちいただければ参考にさせていただきます。

お手続き

■申請窓口

各区役所区民課、各総合出張所

■必要なもの

- ・年金手帳
- ・印鑑

■お問合せ先

国保年金課	096-328-2290
中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905

5-5 高齢者福祉

5-5-1 介護保険料の減免

高齢介護福祉課
各区役所福祉課

平成 28 年熊本地震により被災された 65 歳以上の方の介護保険料について、申請により、減免が受けられる場合があります。

※当該年度における最初の保険料の納期の翌日から 2 年で減免ができなくなります。お早めにご申請をお願いします。

対象となる方

	減免事由	減免割合
①	住宅等に半壊以上の損害を受けた場合	2分の1～全額 ※介護保険料所得段階によって異なります
②	世帯の生計維持者が死亡した、障がい者となった、又は重篤な傷病を負った場合	全額
③	世帯の生計維持者の事業収入等に一定以上の減少が見込まれる場合	収入の減少率によって異なります
④	世帯の生計維持者が行方不明となった場合	全額

対象となる保険料

平成 28 年度分及び平成 29 年 4 月納期分から 9 月納期分まで

お手続き

■申請窓口

各区役所福祉課

■手続きに必要なもの

①の場合

- ・り災証明書（写し可）
- ・印鑑（申請には、世帯の方全員分の押印が必要です。）

②の場合

- ・死亡診断書、障がい者手帳、医師の診断書等
- ・印鑑

③の場合

- ・給与明細書、年金振込通知書、確定申告書の控え等、平成 27 年中の総収入金額及び本年中の総収入金額（見込額）を確認できるもの

- ・印鑑
- ④の場合
- ・行方不明者届出等
 - ・印鑑

※ 減免を判定する上で上記必要書類以外の書類を提出していただく場合がございますので、予めご了承ください。

■郵送による申請

①の事由に該当する場合、郵送での申請も受け付けております。以下の書類に必要事項をご記入の上、高齢介護福祉課へ送付してください。

【必要書類】

- ・介護保険料減免申請書 ※1人あたり1枚必要です。
- ・収入状況等の調査に関する同意書 ※1世帯あたり1枚必要です。
- ・り災証明書（写し可）
⇒ 申請書・同意書の様式は熊本市ホームページに掲載しています。

【送付先】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1
熊本市高齢介護福祉課 宛

■お問合せ先

高齢介護福祉課	096-328-2347
中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118

5-5-2 介護保険サービス利用料の還付

高齢介護福祉課
各区役所福祉課

減額・免除認定証（ねずみ色）をお持ちの方で、減額・免除期間にサービス利用料を負担された方には、還付申請書をお送りいたします。

なお、減額・免除の対象となる方で申請の手続きがお済みでない方は、手続きを行ってください。

5. 各種減免・支払いの猶予等

対象となる方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

対象となるサービス利用料

平成28年4月分から平成29年9月分までの介護サービス利用料

お手続き

■必要なもの

- ・減免申請書（ホームページにも掲載しています。）
- ・り災証明書（写し可）等

■お問合せ先

高齢介護福祉課	096-328-2347
中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118

5-5-3 介護保険 特定福祉用具の再購入 （4-4-1）

「[4-4-1 介護保険 特定福祉用具の再購入](#)」を参照

5-6 障がい者・児福祉

5-6-1 障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除

障がい保健福祉課 096-328-2519

児童相談所 096-366-8181

熊本地震により被災された障がい福祉関係サービスについて利用者負担のある方で免除の対象となる方が、平成28年4月14日の地震発生以後から平成29年9月30日までにサービス利用料を負担している場合は還付を受けられる場合があります。

対象となる方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

お手続き

■申請に必要なもの

※ 免除を申請されるサービスによって必要なものが異なりますので、お問い合わせ先までお尋ね下さい。

■申請先・お問合せ先

- 障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具、日常生活用具

⇒ 障がい保健福祉課 096-328-2519

- 障害児入所支援

⇒ 児童相談所 096-366-8181

5-6-2 障がい者の福祉用具の再給付 (4-4-2)

[「4-4-2 障がい者の福祉用具の再給付」](#)を参照

5-6-3 市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具 給付事業の自己負担額の減額

障がい保健福祉課
精神保健福祉室
健康づくり推進課

地震による市民税の減免を受けられた方は、自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の利用者負担額を減免後の税額で利用者負担額を算出しています。

(地震による市民税の減免は、平成 29 年 3 月 31 日で終了しました。)

5-6-4 障害福祉サービス等の自己負担額の免除

障がい保健福祉課
児童相談所

地震による市民税の免除を受けられた方は、障害福祉サービス・障害児通所支援・障害児入所支援の利用者負担額を免除後の税額で利用者負担額を算出しています。

(地震による市民税の減免は、平成 29 年 3 月 31 日で終了しました。)

5-7 子育て・教育

5-7-1 保育所等保育料の減免

保育幼稚園課
各区役所保健子ども課

被災された方は、平成 30 年 3 月分までの保育料の減免を受けられる場合があります。 ※ ただし、前年所得による制限等が設けられています。

対象となる方

被災時に在園していた方で、地震により所有する住宅に半壊以上の被害を受けられた方

お手続き

■必要なもの

- ・り災証明書（写し可）
- ・印鑑（認印可） 等

■申請期限

平成30年3月30日（金）

■申請先・お問合せ先

保育幼稚園課	096-328-2568
中央区役所保健子ども課	096-328-2421
東区役所保健子ども課	096-367-9130
西区役所保健子ども課	096-329-6838
南区役所保健子ども課	096-357-4135
北区役所保健子ども課	096-272-1104

認可外保育施設の利用料支援

住家の被害に応じて、認可外保育施設の利用料支援を行います。

対象となる方

以下のすべてに該当する方

- ・熊本地震により住家に半壊以上の被害を受けられた方
- ・平成28年4月から平成30年3月の間に、熊本市の支給認定区分2号・3号を受けている方
- ・対象期間に認可外保育施設を月単位契約または日額契約で月13日以上利用する方

※ 認可保育所等の保育料または市税を滞納している場合は、対象となりません。

お手続き

■必要なもの

- ・り災証明書（写し可）
- ・印鑑（認印可） 等

■申請期限

平成30年3月30日（金）

■お問合せ先

保育幼稚園課 096-328-2568

5-7-2 児童扶養手当の災害特例措置

各区役所保健子ども課

災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

対象となる方

- 受給資格者本人の所得制限により一部支給停止又は全部支給停止になっている方で、本人又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方

⇒ 受給資格者本人の所得による支給制限が解除されます

- 扶養義務者（同居の直系親族等）の所得制限により全部支給停止になっている方で、当該扶養義務者又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方

⇒ 扶養義務者の所得による支給制限が解除されます

【被災財産の種類】

- ・住宅、家財
- ・主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋（店舗、工場、倉庫、納屋など）
- ・機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く）

お手続き

適用を受けるには、「被災状況書」の提出が必要です。

申請できる状況になりましたらすみやかに提出をお願いします。

詳しくは、各区役所保健子ども課へお問い合わせください。

※ ご注意いただきたい点

災害を受けた年（平成28年）の所得について再確認を行います。

災害を受けた年の所得が、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、特例として支給された手当の一部または全部を返還していただくこととなります。

■お問合せ先

中央区役所保健子ども課	096-328-2421
東区役所保健子ども課	096-367-9130
西区役所保健子ども課	096-329-6838

南区役所保健子ども課 096-357-4135
北区役所保健子ども課 096-272-1104

5-7-3 熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予

熊本市母子父子相談室
各区役所保健子ども課

熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付を償還中の方で、償還が困難な方については、償還を猶予できる場合があります。

対象となる方

以下のいずれかに該当する方

- ① 地震により住家の全半壊の被災をされた方
- ② 療養に1ヶ月以上の負傷をされ、償還が困難な方
- ③ 失職して償還が困難な方

お手続き

■相談・申請窓口

- ・熊本市母子父子相談室（午前9時30分～午後4時 ※月曜・祝日休み）
096-385-1228

熊本市中央区水前寺4丁目47-50（熊本市母子・父子福祉センター内）

※平成30年4月1日以降は、移転により次のとおり変更になります。

096-372-1228

熊本市中央区大江6丁目1-85（中央区まちづくりセンター大江交流室内）

- ・各区役所保健子ども課（午前8時30分～午後5時15分 ※土日・祝日休み）

中央区役所保健子ども課 096-328-2421

東区役所保健子ども課 096-367-9130

西区役所保健子ども課 096-329-6838

南区役所保健子ども課 096-357-4135

北区役所保健子ども課 096-272-1104

■申請受付期間

平成30年4月30日まで

■償還を猶予できる期間

受付月の翌月（20日以降の受付の場合は翌々月）から最長一年間

5. 各種減免・支払いの猶予等

■必要なもの

償還の猶予を受けるにはり災証明書や医師の診断書、雇用関係の喪失が分かる資料等を添付のうえ、申請が必要です。

5-7-4 公営の児童育成クラブの利用者負担金の減額

青少年教育課 096-328-2277

平成28年5月以降、公営の児童育成クラブを利用の方については、被害の程度により、平成29年度分まで利用者負担金の減免を受けられる場合があります。

対象となる方

- ・住家が全壊の場合、全額免除
- ・住家が半壊（大規模半壊含む）の場合、半額免除

お手続き

■申請窓口

青少年教育課（郵送・持参）又は各児童育成クラブ

■必要なもの

- ・減額免除申請書
- ・り災証明書（住家） ※写し可

■申請期限

平成30年3月31日（土）

5-7-6 市立幼稚園の保育料の減免

学務課 096-328-2716

市立幼稚園については、被害の程度により保育料の減免（平成29年度分）を受けられます。

対象となる方

- ・住家が全壊された方の場合、全額免除
- ・住家が半壊（大規模半壊含む）された方の場合、半額免除

お手続き

■申請窓口

各市立幼稚園にて、保育料減免申請書をご提出ください。
平成 29 年度分は、平成 30 年 3 月末までに申請してください。

■必要なもの

- ・保育料減免申請書
- ・り災証明書（住家）※写し可

5-7-7 市立高等学校の授業料の減免

必由館高校 096-343-0236
千原台高校 096-355-7261
学務課 096-328-2716

平成 29 年 3 月 31 日をもって、受付を終了しました。
ただし、り災証明書のり災区分が確定していない時は、期限後であってもお申し込みいただける場合があります。

5-7-8 市立総合ビジネス専門学校の授業料の減免

総合ビジネス専門学校 096-352-1768
学務課 096-328-2716

平成 29 年 3 月 31 日をもって、受付を終了しました。
ただし、り災証明書のり災区分が確定していない時は、期限後であってもお申し込みいただける場合があります。

5-7-10 就学援助について

通学先の小・中学校
学務課 096-328-2716

経済的な理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助（平成29年度分の給食費の免除、学用品費の支給等）を行います。

※平成28年度分は、平成29年3月31日をもって、受付を終了しました。

ただし、り災証明書のり災区分が確定していない時は、期限後であってもお申し込みいただける場合があります。学務課にご相談ください。

対象となる方

経済的な理由により就学が困難な保護者等（所得要件有り）

お手続き

■ 申請窓口

各小・中学校の事務室に、就学援助申請書及び必要書類をご提出ください。

※ 就学援助は毎年、申請の上、教育委員会の認定が必要です。

平成29年度分は、平成30年3月末までに申請してください。

■ 必要なもの

- ・ 就学援助（準要保護）申請書、申請理由書
- ・ り災証明書（住家）（写し可）
※ 経済的な理由が、住家の被害に基づく場合
- ・ 平成28年中の所得が分かる書類（源泉徴収票、確定申告書、所得証明書の写し等）
- ・ 印鑑（認印可、ただし朱肉使用のものに限ります。）
- ・ 保護者口座が分かる通帳等の写し

5-7-11 「国の教育ローン」の災害特例措置

日本政策金融公庫

「国の教育ローン」について、地震により被害を受けたみなさまを対象とした「災害特例措置」を実施。

災害特例措置の内容

り災証明書等※1を受けた方を対象として、次の災害特例措置を実施します。

項目	災害特例措置の内容	(参考) 通常
所得制限※2	<p>子供 1人世帯および 2人世帯の世帯年収(所得)上限額を引き上げ</p> <p>子供 1人世帯 } 990(770)万円 2人世帯 }</p> <p>(注)3人世帯以降は現行どおり</p>	<p>子供の人数に応じて、世帯年収(所得)が以下の金額以内</p> <p>子供 1人世帯 790(590)万円 2人世帯 890(680)万円 3人世帯 990(770)万円</p> <p>(注)4人世帯以降は一定額を上乗せ</p>
返済期間※2	18年以内へ延長	<p>15年以内</p> <p>(母子家庭、父子家庭、世帯年収 200万円〈所得 122万円〉以内または子供 3人以上の世帯で世帯年収 500万円〈所得 346万円〉以内の方は 18年以内)</p>
金利※2	<p>年 1.36%</p> <p>(母子家庭、父子家庭、世帯年収 200万円〈所得 122万円〉以内または子供 3人以上の世帯で世帯年収 500万円〈所得 346万円〉以内の方は年 0.96%)</p>	<p>年 1.76% (母子家庭、父子家庭、世帯年収 200万円〈所得 122万円〉以内または子供 3人以上の世帯で世帯年収 500万円〈所得 346万円〉以内の方は年 1.36%)</p>

※1 り災証明書等の原本を確認させていただきます。

※2 ア 熊本県内にお住まいの方が対象となります。

イ 平成 29 年 11 月 10 日現在。金利は、金融情勢によって変動しますので、お借入金利(固定)は、記載されている金利とは異なる場合があります。

ウ お取扱期間は平成 30 年 3 月 31 日までとなります。

5. 各種減免・支払いの猶予等

■ 教育ローン その他の制度概要

貸付限度額	子供 1 人あたり 350 万円 ※海外留学資金は最大 450 万円
融資の対象となる教育施設	高校、短大、大学・大学院、専門学校、各種学校、予備校、職業能力開発校、海外の高校、大学等
使途・目的	入学・在学のために必要となる 1 年間分の教育費 (入学金、授業料、施設設備費、受験にかかった費用、アパート等の敷金・家賃、通学費用、教科書代、学習用品費、学生の国民年金保険料など)
保証	公益財団法人 教育資金融資保証基金

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合があります。

お手続き

日本政策金融公庫までお問い合わせください。

教育ローンコールセンター : 0570-008-656

熊本支店 国民生活事業 : 096-353-6121

八代支店 国民生活事業 : 0965-32-5195

5-8 電気料金等

5-8-1 電気料金等の特別措置について (九州電力)

九州電力株式会社

■被害のあった家屋等を修理される場合

家屋等の復旧のために電気をご使用される場合の工事費を頂きません。(平成 30 年 4 月末まで)

引込線、計量器などの取付位置を変更される場合の工事費を頂きません。(平成 30 年 4 月末まで)

※適用期間を延長しました。

お手続き

■申請窓口

適用にはお手続きが必要です。詳しい内容については、最寄りの九州電力株式会社営業所までお問い合わせください。

なお、手続きには、り災証明など被害状況が確認できるものが必要となります。

【九州電力株式会社営業所（熊本営業センター管内）】

- 熊本西営業所：0120-986-603
- 熊本東営業所：0120-986-604
- 玉名営業所：0120-986-601
- 大津営業所：0120-986-602
- 宇城営業所：0120-986-605
- 八代営業所：0120-986-606
- 天草営業所：0120-986-607
- 人吉営業所：0120-986-608

5-9 その他

5-9-1 民事調停の申立手数料の特例措置

裁判所

地震当日(平成 28 年 4 月 14 日)に、熊本県に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が、平成 31 年 3 月 31 日までに平成 28 年熊本地震に起因する民事に関する紛争について調停の申立てをする際には、民事調停の申立手数料を納付することは要しません。詳しくは、申立先の裁判所にてご確認ください。

■民事調停手続に関する裁判所ホームページ

http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minzi/minzi_04_02_10/

6. 事業者に関すること

6-1 中小企業に関すること

6-1-2 平成28年熊本地震特別貸付

日本政策金融公庫

直接被害・間接被害（風評被害を含む）を受けた中小企業・小規模事業者を対象とした、災害復旧等に必要な設備資金、運転資金の融資。

対象となる方

- (1) 熊本県内に事業所を有し、当該事業所が平成28年熊本地震により直接被害を受けた事業者
- (2) 前(1)に掲げる者の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた事業者
- (3) 平成28年熊本地震に起因する社会的な要因による一時的な業況悪化により、資金繰りに支障を来している、又は来すおそれのある事業者であって、次のいずれかに該当する方
 - ① 九州地方に事業所を有する事業者
 - ② 前(1)に掲げる方と直接又は間接的に取引関係のある事業者

※ 資金の使途：災害復旧及び災害に伴う社会的要因等により必要な設備資金、運転資金

融資内容

■融資限度額

- (1)、(2) に該当する方
 - 【国民生活事業】6,000万円（上乗せ）
 - ※ 国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。
 - 【中小企業事業】3億円（別枠）

- (3) に該当する方
 - 【国民生活事業】4,800万円（別枠）
 - 【中小企業事業】7億2,000万円（別枠）

■融資期間

- (1) 設備資金 20年以内、運転資金 15年以内（据置期間：5年以内）
- (2) 設備資金 20年以内、運転資金 15年以内（据置期間：3年以内）
- (3) 設備資金 15年以内、運転資金 8年以内（据置期間：3年以内）

■利率

基準利率

ただし、次のいずれかに該当する方は、利率を引下げ

- ・(1)のうち、り災証明書等の提出ができる方
 - 【国民生活事業】3,000万円以内、【中小企業事業】1億円以内
 - ⇒当初3年間「基準利率－0.9%」(4年目以降「基準利率－0.5%」)
 - 【国民生活事業】3,000万円超、【中小企業事業】1億円超
 - ⇒「基準利率－0.5%」
- ・(2)のうち、り災証明書等の提出ができる方
 - 3,000万円以内
 - ⇒当初3年間「基準利率－0.5%」(4年目以降「基準利率－0.3%」)
 - 3,000万円超
 - ⇒「基準利率－0.3%」
- ・(3)のうち、最近3カ月の売上高等が前年の同期に比し5%以上減少している場合など、一定の要件に該当する方
 - ⇒「基準利率－0.3%」

※ 国民生活事業の利率は、各融資制度に定められた利率になります。

※ 中小企業事業の基準利率は、(3)に係る長期運転資金に限り、上限3.0%

※ り災証明書等の提出時期については、柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。

お問合せ先

日本政策金融公庫	熊本支店	国民生活事業	096-353-6121
		中小企業事業	096-352-9155
	八代支店	国民生活事業	0965-32-5195

新規開業資金（平成28年度熊本地震）等

「平成28年熊本地震の影響により離職し、熊本県内において創業する方」、または「熊本県内において創業する方」を対象とした融資制度です。

対象となる方

「新規開業資金」、「女性、若者／シニア起業家資金」、「食品貸付」、「生活衛生貸付（生活衛生新企業育成資金）」※1 をご利用いただける方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 創業する被災者の方※2

6. 事業者に関すること

次のいずれかに該当し、熊本県内に事業所を有して事業活動を行う方

ア 平成 28 年熊本地震関連の影響による勤務先の倒産、解雇等により離職し、熊本県内において創業する方（勤務先が熊本県内に所在する場合があります）

イ 前アにより創業後税務申告 2 期末満の方※3

(2) 被災地で創業する方

次のいずれかに該当する方

ア 熊本県内において創業する方

イ 前アにより創業後税務申告 2 期末満の方※3

※1 生活衛生貸付については設備資金に限ります。

※2 公共職業安定所が発行した「雇用保険受給資格者証」を提出していただく必要があります。

※3 平成 28 年熊本地震後に創業し、現在も熊本県内において営業している方に限ります。

融資内容

■融資限度額

1,000 万円以内

■融資期間

設備資金：20 年以内 [うち据置期間 2 年以内]

運転資金：7 年以内 [うち据置期間 2 年以内]

■利率

(1) 創業する被災者の方

当初 3 年間： 基準利率-0.9%、4 年目以降：基準利率-0.5%

(2) 被災地で創業する方

完済まで、基準利率-0.3%

お問合せ先

日本政策金融公庫 熊本支店 国民生活事業 096-353-6121
八代支店 国民生活事業 0965-32-5195

6-1-3 保健衛生事務に関する手数料の免除

生活衛生課
食品保健課
医療政策課
動物愛護センター

今回の地震で被災した施設を建て替えたり、移転したりして営業を再開される方等を対象に、保健衛生事務に関する申請等の手数料を免除します。また、すでに許可申請等のために手数料を納められた方への手数料免除と還付を行います。

対象となる方

- (1) 被災により、許可を受けて営業していた施設を廃止し、別の場所又は同じ場所に新たに施設を設け、新規に営業許可等の手続きをする方
- (2) 被災により、許可証等が紛失又は汚損したため、再発行の手続きをする方
- (3) 被災により、申請者住所を変更したため、許可証の書換交付の手続きをする方

上記、(1)～(3)に該当する方等、地震により施設が被災したことが原因により、新たに許可申請等が必要になった方等

お手続き

■申請窓口

申請等の種別により異なるため、別表でご確認ください。

■必要なもの

【これから申請される場合】

許可申請等の書類と一緒に、以下の書類を提出してください。

- ・手数料免除申請書（様式第1号）
- ・り災証明書（写し可）、またはり災したことを明らかにする施設の写真等
- ・被災施設の廃止を証明するもの（廃止届など）

【すでに納めた手数料の還付申請される場合】

以下の書類を提出してください。

- ・手数料免除兼還付申請書（様式第2号）
- ・請求書
- ・り災証明書（写し可）、またはり災したことを明らかにする施設の写真等
- ・被災施設の廃止を証明するもの（廃止届など）
- ・現在の許可証等の写し
- ・金融機関口座の確認ができるもの（通帳等）

6. 事業者に関すること

■申請期間

平成30年3月30日まで

■お問合せ先

生活衛生課	096-364-3187
食品保健課	096-364-3188
医療政策課	096-364-3186
動物愛護センター	096-380-2153

申請等の種別

関係法令	許可申請等の種別	手数料 (円)	窓口	
温泉法	温泉利用許可申請	35,000	生活衛生課	
	温泉利用許可承継承認申請	7,400		
興行場法	興行場許可申請	22,000		
旅館業法	旅館業許可申請	22,000		
	旅館業承継承認申請	7,400		
公衆浴場法	浴場業許可申請	22,000		
理容師法 ・美容師法	理容所又は美容所の検査確認	16,000		
クリーニング業法	クリーニング所の検査確認	16,000		
食品衛生法	飲食店営業許可申請	16,000		食品保健課
	喫茶店営業許可申請	9,600		
	菓子製造業許可申請	14,000		
	あん類製造業許可申請	14,000		
	アイスクリーム類製造業許可申請	14,000		
	乳処理業許可申請	21,000		
	特別牛乳搾取処理業許可申請	21,000		
	乳製品製造業許可申請	21,000		
	集乳業許可申請	9,600		
	乳類販売業許可申請	9,600		

関係法令	許可申請等の種別	手数料 (円)	窓口
食品衛生法	食肉処理業許可申請	21,000	食品保健課
	食肉販売業許可申請	9,600	
	食肉製品製造業許可申請	21,000	
	魚介類販売業許可申請	9,600	
	魚介類せり売り営業許可申請	21,000	
	魚肉ねり製品製造業許可申請	16,000	
	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請	21,000	
	食品の放射線照射業許可申請	21,000	
	清涼飲料水製造業許可申請	21,000	
	乳酸菌飲料製造業許可申請	14,000	
	冰雪製造業許可申請	21,000	
	冰雪販売業許可申請	14,000	
	食用油脂製造業許可申請	21,000	
	マーガリン又はショートニング製造業許可申請	21,000	
	みそ製造業許可申請	16,000	
	醤油製造業許可申請	16,000	
	ソース類製造業許可申請	16,000	
	酒類製造業許可申請	16,000	
	豆腐製造業許可申請	14,000	
	納豆製造業許可申請	14,000	
	めん類製造業許可申請	14,000	
	そうざい製造業許可申請	21,000	
缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請	21,000		
添加物製造業許可申請	21,000		
と畜場法	一般と畜場設置許可申請	22,000	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	薬局開設許可申請	29,200	医療政策課
	薬局開設許可証再交付	2,900	
	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請	5,700	
	薬局製造販売医薬品製造販売業許可証再交付	2,900	

6. 事業者に関すること

関係法令	許可申請等の種別	手数料 (円)	窓口
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	薬局製造販売医薬品製造業許可申請	11,200	医療政策課
	薬局製造販売医薬品製造業許可証再交付	2,900	
	薬局製造販売医薬品製造販売承認申請	90	
	医薬品販売業許可申請	29,000	
	医薬品販売業許可証再交付	2,900	
	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請	29,200	
	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証再交付	2,900	
毒物及び劇物取締法	毒物劇物販売業登録申請	14,700	
	毒物劇物販売業登録票書換交付	2,300	
	毒物劇物販売業登録票再交付	3,900	
母体保護法	受胎調節実地指導員指定証再交付申請	2,800	
	受胎調節実地指導員標識再交付申請	2,500	
動物愛護法	第一種動物取扱業登録申請	15,500	動物愛護センター
	複数申請の場合 2 件目以降	11,000	
	特定動物飼養等許可申請	15,500	
	特定動物飼養等変更許可申請	15,500	
県特定食品条例	食品製造業許可申請	4,200	食品保健課
	食品販売業許可申請	1,700	
	食品行商営業許可申請	1,100	
	食品行商許可証再交付	900	

6-2 農林漁業者に関すること

6-2-1 震災特例融資制度（農林漁業者向け）

日本政策金融公庫

熊本地震を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金、熊本地震により被害を受けた経営の再建に必要な資金等の融資。

なお、本特例措置は、平成30年3月31日までに融資決定した案件に限ります。

対象となる方

本人のり災証明書が確認できる農林漁業者等

特例措置の内容

【農林漁業者共通の特例措置内容】

措置の内容	対象資金	貸付限度額
貸付限度額の引き上げ	農林漁業セーフティネット資金	一般：1,200万円〔600万円〕 特認：年間経営費の1年分又は粗収益の1年分に相当する額のいずれか低い額（※）
	農林漁業施設資金（災害復旧施設）	負担額の100%又は1施設当たり1,200万円のいずれか低い額

（※）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用。

【農業者向けの特例措置内容】

措置の内容	対象資金
金利負担軽減措置 右記の災害関連資金について、公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、貸付当初5年間の実質無利子となります。	①農林漁業セーフティネット資金（農業を営む者に貸し付けられるものに限る） ②農林漁業施設資金（農業を営む者又は農業を営む者の組織する法人に貸し付けられるものに限る） ③農業基盤整備資金 ④農業経営基盤強化資金（安定化長期資金を除く） ⑤経営体育成強化資金（再建整備資金及び償還円滑化資金を除く）
実質無担保・無保証人貸付 右記の災害関連資金の融資に際しては、融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人以外はいただきません。	①農林漁業セーフティネット資金（農業を営む者に貸し付けられるものに限る） ②農林漁業施設資金（農業を営む者又は農業を営む者の組織する法人に貸し付けられるものに限る） ③農業基盤整備資金 ④農業経営基盤強化資金（安定化長期資金を除く） ⑤経営体育成強化資金（再建整備資金及び償還円滑化資金を除く）

6. 事業者に関すること

【漁業者向けの特例措置内容】

措置の内容	対象資金
<p>金利負担軽減措置</p> <p>右記の災害関連資金について、公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、貸付当初5年間の実質無利子となります。</p>	<p>①農林漁業セーフティネット資金（漁業を営む者に貸し付けられるものに限る）</p> <p>②農林漁業施設資金（漁業を営む者に貸し付けられるものに限る）</p> <p>③漁業経営改善支援資金</p> <p>④漁船資金</p>
<p>実質無担保・無保証人貸付</p> <p>右記の災害関連資金の融資に際しては、融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人以外はいたしません。</p>	<p>①農林漁業セーフティネット資金（漁業を営む者に貸し付けられるものに限る）</p> <p>②農林漁業施設資金（漁業を営む者に貸し付けられるものに限る）</p>

お問い合わせ先

日本政策金融公庫 熊本支店 農林水産事業 096-353-3104

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

「○」：住家被害の程度条件を満たしているもの

「▲」：建物取扱い等の一定の条件を満たす場合に、対象となる可能性があるもの

「×」：住家被害の程度条件を満たしていないもの

住家被害の程度のほかに所得等の条件がある制度もございますので、詳細をご確認ください。

		支援制度	り災証明書（住家）		
			全壊	大規模 半壊	半壊
更新	1-1-1	り災証明書の発行 「住家」（店舗兼住宅を含む）	受付終了		
更新	1-2-1	り災証明書の発行 「店舗、事業所、工場等」	受付終了		
更新	1-2-2	り災証明書の発行 「農林水産業関係」	受付終了		
	2-1-1	災害弔慰金の支給	/		
	2-1-2	日本財団による弔慰金の支給	受付終了		
	2-1-3	災害義援金の支給	/		
	2-2-1	災害障害見舞金の支給	/		
更新	2-3-1	災害見舞金の支給	○	○	○
	2-3-2	日本財団による住宅損壊見舞金の支給	受付終了		
更新	2-3-3	災害義援金の支給	○	○	○
更新	2-3-4	一部損壊世帯への災害義援金の支給	/		
更新	2-4-1	被災者生活再建支援金の支給	○	○	▲
	2-4-2	災害援護資金の貸付	受付終了		
	2-4-3	社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付	/		
	3-1-1	災害ボランティアの派遣	受付終了		
更新	3-2-1	被災住宅の応急修理	受付終了		
	3-2-2	被災者生活再建支援金の支給 ※2-4-1 参照	○	○	▲
	3-2-3	災害援護資金の貸付	受付終了		
更新	3-2-4	ひとり親家庭への貸付（住宅）	○	○	○
	3-2-5	社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付 ※2-4-3 参照	/		
	3-2-6	補修工事（見積書、契約、工事内容等）に関する相談	/		
	3-2-7	熊本地震被災住宅の補修事業者検索サイト	/		
更新	3-2-8	熊本県住宅再建支援事業（二重ローン対策）	○	○	○
更新	3-2-9	自宅再建利子助成	○	○	▲
更新	3-2-10	リバースモーゲージ利子助成	○	○	○
	3-3-1	被災した家屋等の解体・撤去	受付終了		
	3-4-1	被災者生活再建支援金の支給 ※2-4-1 参照	○	○	▲

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

		支援制度	り災証明書（住家）		
			全壊	大規模 半壊	半壊
	3-4-2	災害援護資金の貸付	受付終了		
	3-4-3	家屋が全壊・半壊・一部損壊された方への市営住宅の提供	受付終了		
更新	3-4-4	民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供	受付終了		
更新		ユニットハウスやコンテナハウス等の借上げ事業	受付終了		
	3-4-5	雇用促進住宅の提供	受付終了		
	3-4-6	民間賃貸住宅の情報提供	受付終了		
更新	3-4-7	建築確認申請等・開発許可申請等 手数料等の免除	○	○	○
	3-4-8	ひとり親家庭への貸付（住宅） ※3-2-4 参照	○	○	○
更新	3-4-9	住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等に関する相談	○	○	○
	3-4-10	災害ボランティアによる仮設住宅への引越し支援	受付終了		
	3-4-11	高齢者住宅再建利子補給（リバースモーゲージ） ※ 3-2-10 リバースモーゲージ利子助成 に移行しました	/		
更新	3-4-12	熊本県住宅再建支援事業（二重ローン対策） ※3-2-8 参照	○	○	○
更新	3-4-13	被災者向け公営住宅の募集	○	○	▲
更新	3-4-14	自宅再建利子助成 ※3-2-9 参照	○	○	▲
更新	3-4-15	リバースモーゲージ利子助成 ※3-2-10 参照	○	○	○
更新	3-4-16	民間賃貸住宅入居支援助成	○	○	▲
更新	3-4-17	転居費用助成	○	○	▲
	3-4-18	伴走型住まい確保支援事業	○	○	○
	3-5-1	熊本市宅地復旧支援事業（熊本地震復興基金）	/		
	3-5-2	宅地耐震化推進事業	/		
	3-5-3	熊本市私道復旧事業（熊本地震復興基金）	/		
	4-1-1	寝具その他生活必需品の支給	受付終了		
	4-1-2	教科書及び学用品の支給	受付終了		
	4-2-1	地震災害ごみについて	/		
	4-3-1	被災した飲用井戸水の検査	受付終了		
	4-4-1	介護保険 特定福祉用具の再購入	/		
	4-4-2	障がい者の福祉用具の再給付	/		
更新	4-5-1	消費生活相談	/		
	4-5-2	こころの健康相談	/		
	4-5-3	食品に関する衛生相談	/		
	4-5-4	平成28年熊本地震 学校教育緊急ダイヤル	受付終了		

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

		支援制度	り災証明書（住家）		
			全壊	大規模半壊	半壊
更新	4-5-5	被災者支援無料法律相談窓口			
	4-5-6	よりそいホットライン			
更新	4-5-7	熊本地震関連法律相談窓口			
	4-5-8	ボランティアについて（相談窓口）			
	4-6-1	共同墓地等の復旧にかかる補助事業について			
	5-1-1	個人市民税の減免			
更新	5-1-2	固定資産税の減免	受付終了		
	5-1-3	市税の納税の猶予	(平成 28 年分受付終了)		
	5-1-4	軽自動車税の減免	受付終了		
更新	5-2-1	各種証明書の交付手数料の免除	○	○	○
更新	5-2-2	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	○	○	○
	5-3-1	水道料金及び下水道使用料の減免等	○	○	○
	5-3-2	農業集落排水処理施設使用料の減免等	受付終了		
	5-4-1	国民健康保険料の減免	受付終了		
更新	5-4-2	国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の還付	○	○	○
	5-4-3	後期高齢者医療保険料の減免	受付終了		
更新	5-4-4	後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の還付	○	○	○
	5-4-5	国民年金保険料の免除	▲	▲	▲
	5-4-6	熊本地震による予防接種費用の償還払いについて	受付終了		
更新	5-5-1	介護保険料の減免	○	○	○
	5-5-2	介護保険サービス利用料の還付	○	○	○
	5-5-3	介護保険 特定福祉用具の再購入 ※4-4-1 参照			
	5-6-1	障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除	○	○	○
	5-6-2	障がい者の福祉用具の再給付 ※4-4-2 参照			
	5-6-3	市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の自己負担額の減額			
	5-6-4	障害福祉サービス等の自己負担額の免除			
	5-7-1	保育所等保育料の減免	○	○	○
		認可外保育施設の利用料支援	○	○	○
	5-7-2	児童扶養手当の災害特例措置	○	○	○
更新	5-7-3	熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予	○	○	○
	5-7-4	公立の児童育成クラブの利用者負担額の減額	○	○	○
	5-7-5	熊本市奨学金貸付金の返還の猶予	受付終了		
	5-7-6	市立幼稚園の保育料の減免	○	○	○

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

		支援制度	り災証明書（住家）		
			全壊	大規模 半壊	半壊
	5-7-7	市立高等学校の授業料の減免	受付終了		
	5-7-8	市立総合ビジネス専門学校授業料の減免	受付終了		
	5-7-9	市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限月額減額			
	5-7-10	就学援助について			
	5-7-11	「国の教育ローン」の災害特例措置	○	○	○
	5-7-12	熊本市奨学生の募集（家計の急変等）	受付終了		
	5-8-1	電気料金等の特別措置について（九州電力）			
	5-9-1	民事調停の申立手数料の特例措置			
	5-9-2	平成28年熊本地震における放送受信料の免除（NHK）			
	6-1-1	熊本地震災害特別融資制度			
	6-1-2	平成28年熊本地震特別貸付			
	6-1-3	保健衛生事務に関する手数料の免除			
更新	6-2-1	震災特例融資制度（農林漁業者向け）	※	※	※
	6-3-1	食品関係事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談			
	6-3-2	社会保険労務士による特別労働相談			
	6-3-3	中小企業診断士による特別経営相談	受付終了		

※については、事業者向け支援であるため、住家被害の対象条件には関係いたしません。